

令和5年度
オープンイノベーション研究・実用化推進事業
(新規課題)

公募要領

【公募期間】

令和5年2月3日（金）～ 令和5年3月7日（火） 12：00（正午）

(※1) 本事業は、令和5年度政府予算案に基づくものであるため、予算成立が前提となります。今後、予算成立までの過程で内容等に変更等があり得ることをあらかじめご承知おきください。

なお、公募要領等に変更が生じた場合は、生研支援センターのウェブサイトに随時掲載します。

(※2) 本事業への応募は、「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）」で行ってください。他の方法（郵送、E-mail、持ち込み等）での応募は一切受け付けません。

なお、e-Radの利用に当たっては、事前に、研究機関及び研究者全員の登録が必要となります。登録に日数を要する場合もあるため、時間的余裕をもって手続きを行ってください。

令和5年2月

生物系特定産業技術研究支援センター（生研支援センター）



< 目次 >

【共通事項】

1	事業の内容	1
	(1) 目的	1
	(2) 事業の対象範囲等	1
	(3) シームレスによる研究ステージ等の移行	2
2	公募から委託契約締結までの流れ (予定)	2
3	応募要件等	3
	(1) 研究機関等の分類	3
	(2) 応募者の資格要件	3
	(3) 研究グループの要件	5
	(4) 研究管理運営機関	6
	(5) 研究支援者 (コーディネーター等) の参画の積極的な推進	6
	(6) 協力機関	7
	(7) 「知」の集積と活用場からの提案への優遇 (基礎研究ステージのチャレンジタイプを除く)	8
4	応募手続きについて	8
	(1) 応募方法	8
	(2) 応募期間	9
	(3) 応募書類	9
	(4) 応募手続きに関する注意事項	10
5	応募に当たっての留意事項	10
	(1) 不合理な重複及び過度の集中の排除	10
	(2) 研究倫理に関する対応	12
	(3) 個人情報の取扱い	12
	(4) 農研機構に所属する研究所が参画する場合の支出	13
6	審査及び採択課題の決定	13
7	委託契約の締結	14
	(1) 委託契約の締結	14
	(2) 委託期間	14
	(3) 翌年度以降の取扱い	14
	(4) 実績報告について	14
8	委託契約上、支払対象となる経費	15
	(1) 委託費の対象となる経費	15
	(2) マッチングファンド方式 (自己資金の支出)	16
9	研究成果の取扱い	18
	(1) 研究成果報告書等	18
	(2) 研究成果の発表等	18
	(3) 知的財産マネジメント	19
	(4) 研究成果に係る知的財産権の帰属等	19

(5) 知的財産権の報告や申請	20
(6) 研究成果の管理.....	20
(7) 研究成果に係る秘密の保持	21
(8) 農業者等が参画する場合の農業者等に関する情報の取扱い	21
(9) 収入が生じた場合の報告等	21
10 研究の運営管理.....	21
11 研究評価等.....	22
(1) 評価の方法等.....	22
(2) PD (プログラム・ディレクター) による点検	23
(3) 運営管理委員会による指導	23
(4) 追跡調査.....	23
12 「国民との科学・技術対話」の推進	23
13 中小企業者等の支援 (S B I R制度)	24
14 情報管理の適正化.....	24
(1) 本事業の実施体制.....	24
(2) 情報保全.....	24
(3) 応募者に要求される事項	25
15 委託業務の実施に当たっての留意事項	25
(1) 購入機器等の帰属及び管理	25
(2) 安全保障貿易について (海外への技術漏洩への対処)	26
(3) 動物実験等に関する対応	27
(4) 海外の遺伝資源の取得・利用等を含む研究に関する対応	27
(5) ロボット技術・ICT 等の活用	27
(6) 小型無人航空機 (ドローン等) の活用	28
(7) 農業者等からデータを受領・保管する際の取り決めについて	28
(8) データマネジメントに関する対応	29
(9) オープンAPIの要件化について	29
(10) 若手研究者の自発的な研究活動の支援	30
(11) エフォート管理の統一.....	30
(12) 複数の研究費制度による共用設備の購入 (合算使用)	30
(13) 競争的研究費の直接経費から研究代表者等 (PI) の人件費の支出.....	31
(14) 競争的研究費の直接経費から研究以外の業務の代行に係る経費を支出可能とする見直し (バイアウト制度の導入)	32
(15) 競争的研究費におけるRA経費等の適正な支出の促進について	32
(16) researchmap への業績情報の登録	32
16 研究費の不正使用及び不正受給並びに研究活動における不正行為防止等.....	33
(1) 研究費の不正使用等への対応について	33
(2) 不正使用等が行われた場合の措置	34
(3) 虚偽の申請に対する対応	35
(4) 研究活動における不正行為への対応について	36
(5) 不正行為が行われた場合の措置	36

(6) 指名停止を受けた場合の取扱い	38
(7) 不正使用等及び不正行為防止のための取組について	38
17 問合せ先	38
【基礎研究ステージに関する公募要件】	40
1 基礎研究ステージについて	40
2 応募書類（研究課題提案書）	44
3 研究課題の選定	45
【開発研究ステージに関する公募要件】	49
1 開発研究ステージについて	49
2 応募書類（研究課題提案書）	55
3 研究課題の選定	56

＜別紙（※ウェブサイトに掲載中）＞

- 別紙 1 応募様式（提案書様式）
 - （別記様式 4-6 関係）データマネジメントプラン
- 別紙 2 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募手続きについて
- 別紙 3 審査基準
- 別紙 4 契約等の手続きについて
- 別紙 5 府省共通経費取扱区分表
- 別紙 6 （別記様式 4-6 関係）A I・データ契約ガイドライン準拠チェックリスト
- 別紙 7 （別記様式 4-6 関係）データマネジメントに係る基本方針
- 別紙 8 （別記様式 4-3 関係）研究費の適切な使用に向けた決意表明
- 別紙 9 調達における情報セキュリティ基準
- 別紙 10 調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項

- 別紙 4（別添）コンソーシアム設立方式ひな形
 - コンソーシアム規約・事務・会計・知的財産権取扱の各規程（規約方式）
 - コンソーシアム参加契約書（規約方式）
 - コンソーシアム規約同意書（規約方式）
 - 共同研究機関協定書（協定書方式）
 - 知財合意書（様式例）

1 事業の内容

(1) 目的

我が国の農林水産業・食品産業の競争力を強化し飛躍的に成長させていくためには、従来の常識を覆す革新的な技術・商品・サービスを生み出す研究開発が必要です。

このため、農林水産省において、平成28年4月に、様々な分野のアイデア・技術等を導入した産学官連携研究を促進するオープンイノベーションの場として「知」の集積と活用の場が創設されており、今後は、『「知」の集積と活用の場』を活用し、アフターコロナ等にも対応した、研究成果の商品化・事業化等に向けた重点的な支援を行い、イノベーション創出による我が国の農林水産業・食品産業の競争力強化を推進することとしています。

また、令和2年12月に「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」（農林水産業・地域の活力創造本部決定。）が、令和3年5月に「みどりの食料システム戦略」（農林水産省みどりの食料システム戦略本部決定。）が策定され、技術開発においても、より輸出拡大につながる研究開発を推進し、農林水産業・食品産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現させることとされています。

このような状況を踏まえ、国の重要政策の推進や現場課題の解決に資するイノベーションを創出し、社会実装を加速するため、生物系特定産業技術研究支援センター（以下「生研支援センター」という。）は、産学官が連携して取り組む、将来の農林水産・食品分野での社会実装を目的とした革新的な研究シーズを創出する基礎研究や、基礎研究等の成果を社会実装するための実用化段階の研究開発を支援する提案公募型の研究事業「オープンイノベーション研究・実用化推進事業」（以下「本事業」という。）を実施することとし、公募により研究業務を委託します。

(2) 事業の対象範囲等

- ① 本事業は、農林水産業・食品産業の発展や当該産業に係る新たなビジネスの創出につながる基礎段階の研究及び実用化段階の研究を対象とします。

研究機関等の独創的なアイデアや基礎科学など萌芽段階の研究を基に、将来、農林水産・食品分野での社会実装を目的とした革新的な研究シーズを創出する基礎研究を対象とする「基礎研究ステージ」、農林水産省の研究資金や他の研究資金による基礎研究等で創出された成果（研究シーズ）を基にした、農林水産・食品分野における生産現場の技術的な課題等を解決するための実用化段階の研究開発を対象とする「開発研究ステージ」を設定します。各研究ステージの詳細は、40ページ以降に記載しているステージごとの公募要件をご覧ください。

- ② 生研支援センターは、ファンディング（資金配分）機関として、委託研究の円滑な推進を支援するとともに、出口を見据えて研究事業の進行管理を行い、研究

成果を着実に社会実装に結び付けることを重要な役割としています。このため、本事業への応募に当たっては、解決すべき技術的課題、開発を目指す技術の性能、達成目標等を明確にするとともに、社会実装を意識した研究計画の策定等をお願いいたします。詳細は、40 ページ以降に記載しているステージごとの公募要件をご覧ください。

③ 本事業は、自然科学系の研究・技術の開発を主体的に行う研究課題を対象としており、以下のような研究課題は応募の対象とはなりません。仮にこのような研究課題が応募された場合は、審査の対象から除外されることとなりますのでご注意ください。

- ・ 社会科学系研究を主として行う研究課題
- ・ 農林水産業・食品産業の発展に寄与しない研究課題
- ・ 令和5年度当初予算「みどりの食料システム戦略実現技術開発・実証事業」のうち農林水産研究の推進（委託プロジェクト研究）で公募される研究課題に該当する研究課題

(3) シームレスによる研究ステージ等の移行

本事業では、実施中（研究期間終了年度）の研究課題において優れた成果を創出し、かつ将来性が見込める場合は、「基礎研究ステージ」から「開発研究ステージ」へ、公募を介さずに移行できるシームレスの仕組み（基礎研究ステージの「チャレンジタイプ」から「研究シーズ創出タイプ」への移行を含む。）を予算の範囲内で実施します。

2 公募から委託契約締結までの流れ（予定）

令和5年2月3日（金）	公募開始
3月7日（火）正午	公募受付締切
4月上旬～4月中旬	1次（書面）審査
5月下旬～6月上旬	2次（面接）審査
6月下旬	採択課題の決定
8月頃	委託契約締結

※ スケジュールは、審査状況等により変更になることがあります。その場合、生研支援センターのウェブサイトですぐお知らせします。

3 応募要件等

(1) 研究機関等の分類

応募する研究機関等は、以下のⅠ～Ⅳのセクターに分類されます。

セクターⅠ	都道府県、市町村、公設試験研究機関、地方独立行政法人（大学を除く）、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、NPO法人、協同組合
セクターⅡ	大学、大学共同利用機関、高等専門学校、高等学校
セクターⅢ	国立研究開発法人、独立行政法人、特殊法人、認可法人
セクターⅣ	民間企業、農林漁業者が組織する団体、農林漁業者

※ Ⅰ～Ⅳのいずれにも該当しないと思われる場合は、「17 問合せ先」までお問い合わせください。

(2) 応募者の資格要件

研究推進の代表となる研究機関等（以下「代表機関」という。）は、以下の①から⑧の要件を満たす必要があります。

- ① 民間企業、公益又は一般法人、国立研究開発法人、大学、地方公共団体、NPO法人、協同組合等の法人格を有する研究機関等であること（※）。
（※）国内に設置された機関であって、以下の条件を満たす機関を指します。
ア 研究開発を行うための研究体制、研究員、設備等を有すること。
イ 知的財産等に係る事務管理等を行う能力・体制を有すること。

- ② 令和4・5・6年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等（調査・研究）」の区分の有資格者であること。

応募時（別紙1の研究課題提案書（以下「提案書」という。）提出時）に、上記の競争参加資格の申請を行っている又は申請を確約できることが必要です。委託契約締結までに競争参加資格を取得してください。資格の取得には時間を要するため、速やかに申請を行ってください。委託契約締結までに資格が取得できなかった場合は、採択を取り消します。なお、地方公共団体においては、資格審査申請の必要はありません。

- ・ 統一資格審査申請・調達情報検索サイト

<https://www.chotatujohe.geps.go.jp/va/com/ShikakuTop.html>

- ③ 委託契約の締結に当たり、生研支援センターが提示する委託契約書に合意できること。
- ④ 応募前に、事務担当者説明会動画（2022年度版）（※1）を視聴していること。

また、委託契約締結までに研究倫理教育（※２）を実施し、契約締結の際に「研究倫理に関する誓約書」を提出すること。（研究倫理教育を実施していない研究機関は、委託業務への参加は不可。）

（※１）動画は下記ウェブサイトの「事務担当者説明会動画」に掲載しています。

http://www.naro.affrc.go.jp/laboratory/brain/contents/common_form/index.html#yoshiki5

（※２）研究倫理教育は、日本学術振興会（JSPS）の eL CoRE や研究機関独自教材等で実施してください。（eL CoRE：<https://elcore.jsps.go.jp/top.aspx>）

- ・ eL CoRE の場合は受講証明書が発行されるので、保管をしてください。
- ・ 研究機関独自教材等の場合は、各研究機関において、受講したことが証明できるようにしてください。

⑤ 原則として、日本国内の研究開発拠点において研究を実施すること。ただし、国外機関が有する特別な研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から必要と認められる場合は、この限りではありません。

⑥ 公募される研究課題について、研究の企画・立案及び適切な進行管理を行う能力・体制を有するとともに、当該研究の実施計画の企画立案、実施、成果管理等を統括する者（以下「研究統括者」という。）及び経理統括責任者を設置していること。具体的には以下の能力・体制を有していることが必要です。

ア 研究（企画調整を含む。）を円滑に実施する能力・体制

イ 研究グループを設立し、生研支援センターとの委託契約を締結できる能力・体制（代表機関の場合）

ウ 知的財産に係る事務管理等を行う能力・体制

エ 事業費の執行において、区分経理処理が行える会計の仕組み、経理責任者の設置や複数の者による経費執行状況確認等の適正な執行管理体制（体制整備が確実である場合を含む。）

オ 研究成果の普及、共同研究機関等との連絡調整等、コーディネート業務を円滑に行う能力・体制

⑦ 応募者に所属する研究者の中から研究統括者を選定すること。

なお、研究統括者は、以下の要件を満たしていることが必要です。

ア 原則として代表機関に常勤的に所属しており、国内に在住していること。

イ 当該研究の遂行に際し、必要かつ十分な時間が確保できること。

ウ 当該研究の遂行に必要な高い研究上の見識及び当該研究全体の企画調整・進行管理能力を有していること。

なお、長期出張等により長期間研究を実施できないことが見込まれる場合、又は人事異動や定年退職等により代表機関等を離れることが見込まれる場合には、研究統括者になることを避けてください。

⑧ 反社会的勢力、あるいはそれに関わる者との関与がないこと。

(3) 研究グループの要件

本事業は直接採択方式であり、公募研究課題の一部又は全部を、受託者（研究グループを構成する全機関をいう。以下同じ。）が他の研究機関等に再委託することはできません。

このため、本事業では、研究開発成果の事業化の主体となる者を代表機関、共同研究に参画する者を共同研究機関として、複数の研究機関等がグループを組んで応募していただくこととしています。研究グループは、以下の要件を満たすとともに、研究の効果的・効率的な推進を図る観点から、課題構成及び参画研究機関等それぞれの分担関係を明確にしてください。また、応募は代表機関から行ってください。

① 研究グループを組織して共同研究を行うことについて、研究グループに参画する全ての機関が同意していること。

② 研究グループと生研支援センターが契約を締結するまでの間に、以下のいずれかの方式によりコンソーシアムの設立が可能であること。

ア 実施予定の研究課題に関する規約を策定すること（規約方式）

イ 研究グループ参画機関が相互に、実施予定の研究課題に関する協定書を交わすこと（協定書方式）

ウ 共同研究契約を締結すること（共同研究方式）

なお、採択後、契約締結までの間に、当該研究グループを構成する研究機関の変更などの重大な変更等があった場合には、採択を取り消します。

また、委託予定先として採択された場合、速やかにコンソーシアム規約等の必要書類を提出できるよう、コンソーシアム設立の準備をお願いします。

③ 「知」の集積と活用場から応募する場合の研究グループは、以下の要件を満たしている研究グループ（研究コンソーシアム）であること。

ア 「知」の集積と活用場の研究開発プラットフォーム（以下「研究開発プラットフォーム」という。）から形成された研究グループ（研究コンソーシアム）であること。

イ 応募する研究グループ（研究コンソーシアム）の構成員全員が、同一の研究開発プラットフォームに参画していること。

ウ 研究グループ（研究コンソーシアム）は、同一の研究開発プラットフォームにおける2セクター（※）以上の研究機関等で構成されていること。

（※）セクターについては、3（1）「研究機関等の分類」をご覧ください。

また、①の「審査時の加点ポイント」については、各研究ステージの公募要件の「3 研究課題の選定」を参照してください。

※ 応募時まで、研究開発プラットフォームが設立されており、かつ、研究グループの構成員全員が、この（同一の）研究開発プラットフォームに参画して

いることが必要です。研究開発プラットフォームの設立や構成員の追加については、『「知」の集積と活用の方 産学官連携協議会組織規則』に基づき、「知」の集積と活用の方 産学官連携協議会事務局へ届出の上、受理されていることが必要となりますので、ご注意ください。

※ 『「知」の集積と活用の方 産学官連携協議会』や研究開発プラットフォームの届出等の手続きについては、下記のウェブサイトをご覧ください。届出が受理されると、本ウェブサイトの「研究開発プラットフォーム一覧」に掲載されます。

<https://www.knowledge.maff.go.jp/>

- ④ 研究グループに参加する共同研究機関は、以下の能力・体制を有していること。
- ア 当該研究の遂行に当たり、適切な管理運営を行う能力・体制
 - イ 研究又は関係機関との相互調整を円滑に実施できる能力・体制

(4) 研究管理運営機関

研究統括者が所属する代表機関とは別に、生研支援センターとの委託契約業務や経理執行業務を担う機関（以下「研究管理運営機関」という。）を設置することができます。

研究を実施する機関が研究管理運営機関となる場合の要件は、3（2）の⑥を準用します。

また、研究の管理運営のみを行う機関が研究管理運営機関となる場合は、3（2）の⑥のイからオを準用するとともに、以下の要件を追加します。

- カ 原則、研究統括者と一体となって研究を推進することができる範囲の地域に所在する機関であること。
- キ 原則、生研支援センター又は他の公的機関との委託契約の実績を有し、委託契約手続きを円滑に行うことができる能力・体制を有すること。

[参考：研究管理運営機関の設置が考えられる事例]

- ・ 地方公共団体において、研究の実施に当たって事前に予算措置を要する等の特殊性を考慮し、地方公共団体に所属する研究者が研究統括者となる場合であって、かつ、地方公共団体に経理責任者を配置することが困難と認められる場合
- ・ 研究統括者が中小企業等に所属し、又は研究グループに多数の中小企業等が参加しており、生研支援センターとの委託契約の実績がほとんどないため、委託契約の締結が著しく遅延することが想定される場合

(5) 研究支援者（コーディネーター等）の参加の積極的な推進

本事業では、研究マネジメントや研究成果を確実に実用化や商品化に結び付けるための橋渡しの能力を有する人材（コーディネーターやプランナー、「知」の集積と活

用の場の研究開発プラットフォームのプロデューサー等。以下「研究支援者」という。)の参画を積極的に推進しています。本事業でいう研究支援者とは、以下の役割を担う者です。

- ・ 産学官の幅広い分野の機関・研究者等とのネットワークを構築するとともに、研究現場のシーズや民間企業等のニーズを把握し、橋渡し等を行う役割
- ・ 研究統括者との連携の下、研究開発の推進に必要な資源（ヒト、モノ、資金、情報、時間等）を効果的に配分、活用するなど研究統括者を支える役割

研究支援者が参画する場合は、研究実施中から普及・実用化に向け外部の機関との調整を依頼するとともに、推進会議への参加も依頼してください。なお、研究支援者は、当該能力を有している者であれば、研究グループ内の人材でも可能です。

応募段階で研究支援者の役割が明確に位置づけられている場合は、別紙1（提案書）の「別記様式4-4」に研究支援者の情報等を記載してください。

（6）協力機関

協力機関とは、研究課題を遂行する上で協力が必要な第三者です。協力機関は、研究グループの構成員とは異なるため、以下の取扱いとなります。

① 協力機関は研究費の配分を直接受けることはできません。必要な経費は、代表機関又は構成員から、外注、依頼出張旅費、謝金等の形で支払われます。

② 研究成果に係る特許権等を帰属させることはできません。

ただし、構成員が協力機関を共同出願人に加える理由を明らかにし、これを生研支援センターが認め、構成員と協力機関との間で委託契約書に規定した守秘義務と知的財産権の取扱いを遵守すること等が規定された共同出願契約書が締結され、同契約書により研究グループ内において当該共同出願について同意が得られている場合に限り、構成員と協力機関が知財を共有することを認めます。

※「特許権等」とは、特許権、実用新案権、意匠権、育成者権、回路配置利用権、著作権及び不正競争防止法に係るノウハウ等の営業秘密を使用する権利をいいます。また、特許権等を受ける権利を含みます。

③ 協力機関は研究課題の当事者ではないため、当該研究課題の成果について、協力機関単独での発表（公表）は認められません。ただし、代表機関を含む構成員がその理由を明らかにした上で、構成員と協力機関とが共同して発表することは認められます。

④ 協力機関は生研支援センターと研究グループとの委託契約の対象外であり、守秘義務の対象となっておりません。しかし、協力機関は委託先の研究グループが運営する検討会等への参加により、研究の目的、内容及び成果を知り得る立場にあります。研究グループは、成果等が漏洩することがないように、協力機関との共同

研究契約など秘密保持に係る措置を講じるとともに、研究グループごとに定める協定書や知財合意書等においても守秘義務を規定する必要があります。

(7) 「知」の集積と活用場からの提案への優遇（基礎研究ステージのチャレンジタイプを除く）

「知」の集積と活用場によるオープンイノベーションを推進する観点から、「知」の集積と活用場による研究開発プラットフォームからの応募については、「審査時の加点ポイント」により優遇します。

具体的な要件は、3 (3) ③を参照してください。

4 応募手続きについて

(1) 応募方法

応募に当たっては、府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」という。<https://www.e-rad.go.jp/>（別紙2参照））を使用してください。その際、研究統括者が研究グループの研究内容を取りまとめた上で応募してください。

e-Radを使用するためには、研究機関及び研究者全員の情報の登録が必要となります。なお、他省庁等が所管する制度・事業で登録済の場合は、再度登録する必要はありません。（詳しくは、e-Rad 担当窓口にお尋ねください。）

応募の際は、e-Rad 上で所属研究機関の事務代表者による応募情報（注）の承認を受ける必要があります。応募期間内に事務代表者による承認がない場合には、応募情報は生研支援センターに提出されませんのでご注意ください。（例年、「事務代表者の承認を忘れて、応募したつもりが応募されていなかった」事例が散見されるので、十分にご注意ください。）

そのほか e-Rad の使用に当たり必要な手続き等については、e-Rad のポータルサイトを参照してください。

(注) 応募情報

e-Rad では、研究統括者が入力した研究基本情報や研究組織情報、採択状況等と、生研支援センターが定めた応募様式に必要事項を記載した内容や必要な添付書類（1ファイルとしてアップロード）の内容を総称して「応募情報」といいます。また、「応募情報」をPDFファイルに変換したものを「応募情報ファイル」といいます。

【e-Rad で応募する際の注意事項】

i) e-Rad の使用に当たっては、研究機関の登録と、研究者情報の登録が必要となります。登録には日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をも

って登録手続きを行ってください。

- ii) e-Rad による応募申請では、研究基本情報等の Web 入力と応募書類の添付（アップロード）が必要です。
- iii) 応募書類は e-Rad にアップロードしていただきますが、アップロードできるファイルは PDF 形式で 1 ファイル（最大 3 0MB）です。
- iv) PDF ファイルには、パスワードを設定せず、また、文字化け等がないかを必ず事前にご確認ください。

（2）応募期間

本事業への応募期間は、令和 5 年 2 月 3 日（金）から 3 月 7 日（火）12：00（正午）までです。e-Rad の利用については、以下をご確認ください。

- ・ e-Rad の利用可能時間帯： 00:00～24:00（土、日、祝祭日も利用可能）
 - ・ e-Rad ヘルプデスク受付時間： 9:00～18：00（平日のみ）
- TEL：0570-057-060（又は 03-6631-0622）

利用時間等に変更される可能性があります。また、保守・点検等によりシステムの運用停止を行うことがありますので、随時 e-Rad ポータルサイトをご確認ください。

（3）応募書類

- ① 応募書類として、別紙 1（提案書（一部別葉で作成する様式あり））を作成してください。
- ② 応募書類（提案書）は、本公募要領及び提案書様式内の記載例等に従い、日本語で作成してください。
- ③ 研究ステージごとに提案書様式がありますのでご注意ください。提案書様式等は、生研支援センターのウェブサイト（※）からダウンロードしてください。
※ <https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/open-innovation/offering/koubo/2023.html>
- ④ 応募内容に関する秘密は厳守します。また、審査を行う評議委員にも守秘義務を課しています。
- ⑤ 応募書類（提案書）は、原則として審査以外には使用しませんが、採択された研究課題に係る提案書については、生研支援センターが実施する研究課題の評価及び研究成果等に関する追跡調査等でも使用する場合があります。
- ⑥ 不採択となった研究課題に係る応募書類（提案書）は、生研支援センターにおいて破棄します。なお、提出いただいた応募書類は返却しません。

(4) 応募手続きに関する注意事項

- ① 本事業の応募期限（締切）に遅れた場合には、受け付けません。
- ② 本公募要領に示された様式以外での応募は認めません。
- ③ e-Rad を使用しない方法（郵便、ファクシミリ、電子メール等）による応募書類の提出は受け付けません。
- ④ 提出された応募書類が応募要件を満たしていない場合、又は応募様式に不備がある場合は、審査を受けることができません。
- ⑤ 応募受付期間終了後の応募情報ファイルの修正には応じられません。
- ⑥ 応募に要する一切の費用は、応募者の負担となります。
- ⑦ 以下の場合には応募は無効となりますので、ご注意ください。
 - ア 応募資格を有しない者が提案書を提出した場合
 - イ 提案書に虚偽が認められた場合

5 応募に当たっての留意事項

(1) 不合理な重複及び過度の集中の排除

提案書や e-Rad 及び他府省からの情報等により、「不合理な重複」（注1）又は「過度の集中」（注2）が認められた場合には、審査対象からの除外、採択の取消し又は経費の削減を行うことがあります。

（注1）不合理な重複とは、同一の研究者による同一の試験研究計画（プロジェクト等が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。）に対して、複数のプロジェクト等が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- ・ 実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の試験研究計画について、複数のプロジェクト等に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・ 既に採択され、配分済のプロジェクト等と実質的に同一の試験研究計画について、重ねて応募があった場合
- ・ 複数の試験研究計画の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・ その他これらに準ずる場合

（注2）過度の集中とは、同一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的・効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- ・ 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合

- ・ 当該試験研究計画に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（％））に比べ、過大な研究費が配分されている場合
 - ・ 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
 - ・ その他これらに準ずる場合
- ① e-Rad を活用し、不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募内容の一部に関する情報を競争的研究費の府省庁担当課（独立行政法人等である配分機関を含む。以下同じ。）間で共有します。また、「不合理な重複」及び「過度の集中」があった場合には、採択しないことがあります。
- ② 応募時に、研究代表者・研究分担者等について、国外も含めて現在の全ての他府省を含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況（制度名、研究課題、実施期間、予算額、エフォート等）や、現在の全ての所属機関・役職（兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む。）に関する情報を応募書類や e-Rad に記載してください。
なお、応募書類や e-Rad に事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。
- ③ 研究費に関する情報のうち秘密保持契約等が交わされている共同研究等に関する情報については、産学連携等の活動が委縮しないよう、守秘義務を負っている者のみ、以下のとおり扱います。
- ア 応募された研究課題が研究費の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題の遂行に係るエフォートを適切に確保できるかどうかを確認するために必要な情報のみの提出を求めます。
- イ ただし、既に締結済の秘密保持契約等の内容に基づき提出が困難な場合など、やむを得ない事情により提出が難しい場合は、相手機関名と受入れ研究費金額は記入せずに提出させることが可能です。なお、その場合においても必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。
- ウ 今後秘密保持契約等を締結する際は、競争的研究費の応募時に、必要な情報に限り提出することがあることを前提とした内容とすることを検討していただきますようお願いいたします。ただし、秘匿性が特に高い情報であると考えられる場合等、秘匿すべき情報の範囲について契約当事者が合意している契約においては、秘匿すべき情報を提出する必要はありません。なお、必要に応じて提案者に秘密保持契約等について照会を行うことがあります。
所属機関に加えて、配分機関や関係府省間で情報が共有されることもありますが、その際も守秘義務を負っている者のみで共有が行われます。
- ④ 研究費や所属機関・役職に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために

必要な情報については、関係規程等に基づき所属機関に適切に報告している旨の誓約を求めます。また、誓約に反し適切な報告が行われていないことが判明した場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分することがあります。

⑤ 当該応募課題に使用しないが、別に従事する研究で使用している施設・設備等の受入状況に関する情報については、不合理な重複や過度な集中にならず、研究課題が十分に遂行できるかを確認する観点から、所属機関に対して、当該情報の把握・管理の状況について提出を求めることがあります。

⑥ 我が国の科学技術・イノベーション創出の振興のためには、オープンサイエンスを大原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも強力に推進していく必要があります。同時に、近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されており、こうした中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくために不可欠となっています。

このような状況を踏まえ、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）」を踏まえた利益相反・責務相反に関する規程が整備されていることが重要です。なお、各機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況について、必要に応じて照会を行うことがあります。

（2）研究倫理に関する対応

研究代表者は、応募前に研究倫理教育の研修用ビデオを視聴してください。また、応募に当たり、「研究倫理に関する誓約書」（提案書別記様式4-3）を提出してください。（詳しくは、「16 研究費の不正使用及び不正受給並びに研究活動における不正行為防止等」の（7）を参照ください）。

なお、採択された場合は、代表機関及び共同研究機関は、本事業（本プログラム）の研究活動に関わるすべての者を対象に、研究倫理教育に関するe-ラーニングを受講するなど研究倫理教育を実施し、契約締結までに「研究倫理教育の実施に関する誓約書」を提出する必要があります。詳しくは、「16 研究費の不正使用及び不正受給並びに研究活動における不正行為防止等」の（4）を参照ください。

（3）個人情報の取扱い

応募に関連して提供された個人情報については、提案者の利益の維持、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」その他の観点から、法令等に基づく

場合の提供を除き、採択課題の選定以外の目的に使用しません。採択課題決定後は、採択課題の研究機関等に係る個人情報を除き、全ての個人情報を生研支援センターが責任をもって破棄します。詳しくは、以下（※1）をご覧ください。

（※1）http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/kenkyu.htm

また、本法を遵守した上で、研究費の不正行為、研究費の不正使用等を行った研究者等については、他の研究費の関係各機関に対して情報提供（データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。）を行うことがあります。

なお、採択された個々の研究課題に関する情報（試験研究計画名、研究概要、研究者名及び研究実施機関等）は、行政機関が保有する情報として公開されることがあります。

また、採択された研究課題に係る応募情報は、採択後の研究支援のために生研支援センターが使用することがあります。

応募情報に含まれる個人情報は、e-Rad を経由して、内閣府の「政府研究開発データベース（※2）」へ提供されます。

（※2）政府研究開発データベースとは、総合科学技術・イノベーション会議が各種情報を一元的・網羅的に把握し、国の資金による研究開発の成果を適切に評価するとともに総合戦略の策定や資源配分を適切に実施できるよう、関係府省の担当者が各種情報を検索・分析するためのものです。

（4）農研機構に所属する研究所が参画する場合の支出

本事業に、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）に所属する研究所が参画する場合、当該機関に係る研究予算については別途措置する予定です。このため、生研支援センターから当該機関に対し、本事業に係る委託費は原則として支出しません。

6 審査及び採択課題の決定

1次（書面）審査、2次（面接）審査を経て、最終的に、農林水産省に設置する本事業に係る運営管理委員会において、採択課題を決定します。

採択課題の決定に当たっては、審査結果に加え、全体の予算額及び応募課題の予算額が考慮されます。また、審査結果を踏まえ、採択課題に対して研究計画の見直し、研究費の減額、研究実施期間の短縮等の条件が付される場合があります。

審査方法、審査基準、採択課題決定等の詳細については、40ページ以降の【各研究ステージに関する公募要件】をご確認ください。

なお、審査は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する照会・問合せには応じられませんので、あらかじめご了承ください。

7 委託契約の締結

(1) 委託契約の締結

生研支援センターは、採択課題の応募者（代表機関又は研究管理運営機関（以下、「代表機関等」という。））と委託契約を締結します（詳しくは別紙4参照）。

なお、委託契約締結までの間に、委託契約先である代表機関等に特段の事情の変化があり、委託契約の締結が困難と判断される場合は、委託契約の締結先を他の構成員に変更する場合があります。

また、採択通知に条件や留意事項が付された課題において、採択決定後に新たに作成する試験研究計画書及び委託試験研究実施計画書が当該条件等を満たしていない場合は、契約は締結されません。

そのほか、契約時に財務諸表等の提出を求めることがあります。

(2) 委託期間

本事業の委託期間については、採択後に新たに作成する委託試験研究実施計画書の生研支援センターへの提出日から、最大2ヶ月前の日（提出日が採択通知日から2ヶ月以内の場合は、採択通知日）まで、委託期間開始日を遡ることが可能であり、契約締結日以前であっても、委託期間開始日以降に発生する試験研究に係る経費を委託費として計上することを可能とします。

ただし、採択通知に条件（留意事項等）が付されている場合は、この条件に合致した研究内容に基づく経費であることが前提です。また、設備備品費については、生研支援センターにおいて必要性が認められた場合のみ計上が可能です。

なお、仮に契約締結に至らなかった場合は、支出分は受託者の自己負担となりますので、ご注意ください。

(3) 翌年度以降の取扱い

後述の11（研究評価等）による評価結果等を踏まえ、翌年度以降、試験研究計画の見直し又は中止、研究費（委託費）の減額、研究実施期間の短縮等の措置を行う場合があります。

(4) 実績報告について

受託者は、研究実施期間の毎年度末、委託費の使用実績を取りまとめた実績報告書を作成し、証拠書類等を添えて生研支援センターに提出してください。

8 委託契約上、支払対象となる経費

(1) 委託費の対象となる経費

受託者は、生研支援センターからの委託費として、直接経費及び間接経費を計上できます。ただし、研究管理運営業務を専門に行う研究管理運営機関は、間接経費を計上できず、代わりに一般管理費を計上することができます。経費の詳細については、別紙5「府省共通経費取扱区分表」も併せてご確認ください。

① 直接経費

研究の遂行、研究成果の取りまとめ・発表（公表）及び普及支援に直接必要とする下記の経費を計上できます。なお、直接必要であることが明確に区分できるものに限ります。

ア 物品費（設備備品費、消耗品費）

イ 人件費・謝金

ウ 旅費

エ その他（外注費、印刷製本費、会議費、通信運搬費、光熱水料、その他（諸経費）、消費税等相当額）

② 間接経費

受託者が研究遂行に関連して間接的に必要とする経費であり、管理部門、研究部門、その他関連事業部門に係る施設の維持運営経費等、研究の実施を支えるための経費であって、直接経費として充当すべきもの以外の経費です。直接経費の30%に相当する額を上限として計上できます。

間接経費については「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針」（平成13年4月20日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）（※）を併せてご確認ください。

（※）https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/kansetsu_sikkou.pdf

③ 一般管理費（研究管理運営機関に限る）

研究管理運営業務を専門に行う研究管理運営機関は、間接経費を計上できませんが、代わりに一般管理費を計上できます。一般管理費は、業務を遂行する上で必要となる光熱水料、通信運搬費、事務補助職員賃金等の管理部門の経費であって、当研究管理運営機関の直接経費総額の15%に相当する額を上限とします。ただし、計上に当たっては、使用内訳と算出根拠の整合性が重要であり、明確な根拠の提示や合理的な按分方法での算出を行っていただく必要があります。

④ 委託費計上に当たっての留意事項

ア 直接経費に計上できるものは、研究の遂行や研究成果の取りまとめ等に直接必要であることが経理的に明確に区分できるものに限ります。特に、消耗品費、光熱水料等を計上する場合はご注意ください。

イ 人件費及び賃金は、本事業に直接従事した時間数等により算出されますので、本事業に従事する全ての研究スタッフについて、作業日誌を整備・保管することにより委託事業に係る勤務実態を把握し、十分なエフォート管理（本事業に係る勤務実態の管理）を行ってください。

なお、国及び地方公共団体からの交付金等で職員の人件費等を負担している法人（地方公共団体を含む。）については、職員の人件費は認められません。（P I 人件費適用者を除く。）

ウ 旅費については、直接本事業に係るもののみ計上可能であり、例えば、単なる情報収集のための学会出張等（本事業における明確な必要性等がないもの）は認められません。旅費に係る証拠書類として、復命書や命令書等において、その必要性とともに試験研究計画名を明記するなど、本事業に係るものであることが明確になるように整理・保存してください。

エ 外国へのお出張旅費及び外国から研究者等を招へいするための旅費等は、原則認められません。これらが不可欠な場合は、その必要性や出張先を別紙1（提案書）の様式2の「2.（2）研究項目ごとの研究内容」に具体的に記載してください。

オ 園芸施設や畜舎など、一般的な建物や構築物の取得は認められません。

カ 設備備品を導入する際には、購入、リース、レンタル等の手段から、経済性等を勘案して最適なものを選択してください。選択の理由や設備備品の見積書（価格の比較が可能な資料）については、生研支援センターからの求めに応じて提出できるよう整理・保存してください。なお、採択決定後に作成する委託試験研究実施計画書における「物品導入計画」に記載がないものの購入は認められません。さらに、パソコン、デジカメ又はその周辺機器など汎用性の高い事務機器等の購入は、原則として認められませんが、本事業でのみ使用することを前提に、理由書の事前提出により事業遂行に必要と生研支援センターが認めた場合に限り計上可能です。

キ パソコン、デジカメ又はその周辺機器など汎用性の高い事務機器、コピー用紙、トナー、USB メモリ、HDD、Windows 等の OS、フラットファイル、文房具、作業着、食品用ラップ、辞書、定期刊行物等の汎用性が高い消耗品については、原則として計上は認められませんが、本事業のみに使用することを前提に、当該年度で使用する最低限の必要数については認められます。必要性や購入数について、生研支援センターからの求めに応じて説明できるよう、理由書等の準備が必要になります。

ク 特許等の本事業で得られた成果を権利化するために必要な経費（特許出願、出願審査請求、補正、審判等に係る経費）については、間接経費での支出が可能です。ただし、登録、維持に関わる費用は受託者負担となります。

（2）マッチングファンド方式（自己資金の支出）

① マッチングファンド方式の適用

開発研究ステージの実用化タイプにおいては、民間企業等（「3（1）研究機関等の分類」において、セクターⅣに該当する研究機関等をいう。以下、この（2）の項目において同じ。）が自ら支出する自己資金額の2倍以内の委託費を生研支援センターが支出する「マッチングファンド方式」を必須とします。

生研支援センターが支出する委託費の上限は、民間企業等の資本金等により以下のとおりです。

ア 資本金10億円以下、または設立から10年以内の民間企業等は、自己資金の2倍

イ 資本金10億円を超え、かつ設立から10年を超える民間企業等は、自己資金の1倍

研究資金を自ら支出する（マッチングファンド方式の適用対象となる）民間企業等とは、研究成果を用いて新たな商品や便益の開発を行うことにより、将来的に利益を享受することとなる民間企業等のことを指します。開発研究ステージの実用化タイプにおいては、代表機関がマッチングファンド方式を適用する民間企業等であることが必須となりますのでご注意ください。

なお、当該実用化タイプにおいて、共同研究機関においても研究成果の活用による新たな商品や便益の開発に伴う将来的な利益の創出を行う民間企業等である場合はマッチングファンド方式を適用しますが、研究成果を活用して利益を得る意向のない（特許権等※の権利者とならない）者はマッチングファンドを適用しません。この場合は、提案書において、当該民間企業等が研究成果の活用による新たな商品や便益の開発に伴う将来的な利益の創出を行わないことが分かるよう、明記してください。また、当該民間企業等が、研究実施中又は研究終了後5年間に、本事業の研究成果を活用して新たな商品や便益の開発を行った場合は、研究当初に遡って①に規定するマッチングファンド条件を満たすよう、過払いとなった委託費を返還していただきます。

※ 「特許権等」とは、特許権、実用新案権、意匠権、育成者権、回路配置利用権、著作権及び不正競争防止法に係るノウハウ等の営業秘密を使用する権利をいいます。また、特許権等を受ける権利を含みます。

② マッチングファンド方式の自己資金

マッチングファンド方式での自己資金に計上可能な経費は以下のとおりです。

ア 直接経費

イ 保有設備備品の減価償却費：過去に自己資金で購入したことが証明できるもので、当該委託研究用として管理日誌等により利用実績が確認できること。

ウ 保有試験研究用消耗品：保有試験研究用消耗品（試薬・材料等のみとし、コピー用紙等の汎用品は対象外）当該委託事業専用として使用した場合、過去に自己資金で購入し委託事業のために払い出したことが証明できるもので、棚卸資産台帳等により直近の在庫の確認ができるもの。

なお、イ及びウの計上については、適切な資産及び資金管理ができるよう、当該民間企業等の中に資産管理部門があることを条件とします。

③ 自己資金の繰越しについて

マッチングファンド方式の自己資金については、翌年度への繰越しは原則認めませんが、年度ごとの精算時において、自己資金の支出実績額が①に規定するマッチングファンド条件における自己資金の額を超過している場合は、生研支援センターが認めた場合に限り、当該超過額を翌年度の自己資金額に含めることが可能です。

④ 留意事項

年度毎の精算時において、自己資金の支出実績が不足し、マッチングファンド条件を満たさない場合は、マッチングファンド条件を満たすまで、委託費を財源に支出された経費を自己資金に振り替えることとし、振り替えを行ったことにより過払いとなった委託費は、生研支援センターへ返還していただきますのでご注意ください。

9 研究成果の取扱い

(1) 研究成果報告書等

代表機関等は、毎年度末及び研究終了時に研究成果報告書を作成し、生研支援センターに提出するとともに、研究終了時（終了した日が属する年度）の翌年度から5年間、研究成果の活用状況を生研支援センターに報告していただきます。

(2) 研究成果の発表等

① 受託者は、学会、論文、メディア（新聞、テレビ等）、シンポジウム、パンフレット等において、本事業に係る活動又は成果が公表される場合は、事前にその概要を生研支援センターに報告してください。公表することとなった成果については、事業化方針や知的財産に注意（出願前に研究成果の内容を公表した場合、新規性が失われるため、一部例外を除き、知的財産権を取得することができなくなります。）しつつ、国内外の学会やマスコミ等に広く公表し、成果の周知・普及に努めてください。

② 公表に当たっては、本事業に係る活動又は成果であることを明記してください。

③ 本事業終了後においても、研究成果を公表するときは、あらかじめ「研究実施内容発表事前（事後）通知書」を生研支援センターに提出してください。

④ 本事業の研究成果については、事業終了後、生研支援センターが研究成果発表

会や冊子等により公表します。その際、受託者に協力を求めることがありますのでご承知おきください。

- ⑤ 得られた成果について知的財産権を取得した場合又はそれを公表した場合は、可能な限り第三者に公開及び閲覧が可能な状態を確保するように努めていただきます。

(3) 知的財産マネジメント

「農林水産研究における知的財産に関する方針」（平成28年2月農林水産技術会議決定）に基づき、研究の開始段階から研究成果を知的財産として適切に創造・保護・活用していくマネジメントに取り組むことが求められます。研究開始時には、研究グループ内での知的財産の取扱いに関する基本的な方針について合意を得て、知的財産の基本的な取扱いに関する合意書（以下「知財合意書」という。）を作成の上、生研支援センターへ報告していただきます。また、研究成果の権利化、秘匿化、論文発表等による公知化、標準化や、実施許諾等に係る方針（以下「知的財産の取扱方針」という。）を作成の上、生研支援センターに提出していただきます。その際、研究グループ内から得られた知的財産は、研究グループの構成員が自由に使用できるようにする等、研究成果を迅速に商品化・事業化につなげていけるよう、柔軟な対応を検討するよう努めていただきます。

また、研究期間中においては、知財合意書に基づき、研究の進行管理のために設置する推進会議等において、研究成果の権利化、秘匿化、論文発表等による公知化、標準化や、実施許諾等に関する調整等の知的財産マネジメントに取り組んでいただく必要があります。

なお、知財合意書及び知的財産の取扱方針の作成においては、研究成果の海外流出を防止する観点から適切に対応してください。

(4) 研究成果に係る知的財産権の帰属等

委託契約に基づく委託試験研究について、研究成果に係る知的財産権が得られた場合、日本版バイ・ドール制度（産業技術力強化法第17条）等に基づき、受託者が以下の事項の遵守を約することを条件に、生研支援センターは受託者から当該知的財産権を譲り受けないこととしています。

- ① 研究成果に係る発明等を行った場合には生研支援センターに報告すること。
- ② 生研支援センターが公共の利益のために当該知的財産権を必要とする場合に、生研支援センターに対して無償で実施許諾すること。
- ③ 当該知的財産権を相当期間活用していない場合に、生研支援センターの要請に基づき第三者に当該知的財産権を実施許諾すること。
- ④ 当該知的財産権の第三者への移転又は専用実施権の設定もしくは移転を行う場合は、一部の例外を除き、あらかじめ生研支援センターの承認を受けること。

なお、必要に応じて、構成員のうち、一部の機関の間で知的財産権の持ち分を定めることができます。詳細については、生研支援センターにお問い合わせください。

生研支援センターに提出された著作物等を成果の普及等に利用し、又は当該目的で第三者に利用させる権利については、生研支援センターに許諾していただきます。

(5) 知的財産権の報告や申請

(4) ①及び④のほか、知的財産権の出願、登録、放棄を行なったとき、または知的財産権を実施したとき等には定められた期間内に生研支援センターに報告していただきます。また、知的財産権を海外で実施するとき、もしくは第三者に独占的通常実施権を付与しようとするとき、専用実施許諾や移転を行うときは、生研支援センターに事前に申請を行い、承認を受けていただきます。

(6) 研究成果の管理

受託者は、以下の事項について取り組んでいただきます。

① 研究1年目に研究成果の知的財産としての取扱方針（又は知財戦略）について、コンソーシアム内で検討し、その結果を報告していただきます。

また、受託者は、(3)による知的財産の取扱方針を基本としつつ、受託者が開催する推進会議等において、知的財産マネジメントに関して知見を有する者（民間企業における知的財産マネジメントの実務経験者、大学TLO、参画機関の知的財産部局や技術移転部局等）の助言を得ながら、知的財産マネジメントを進めていただきます。

② 研究成果については、日本国内の農林水産業・食品産業の振興に資するよう、適切に活用していただきます。この観点から、委託契約書に基づき、当該研究成果の活用を生研支援センターから働きかける場合があります。

③ 研究成果に係る知的財産権の研究ライセンス及びリサーチツール特許の使用については、「大学等における政府資金を原資とする研究開発から生じた知的財産権についての研究ライセンスに関する指針」（平成18年5月23日総合科学技術会議決定）及び「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針」（平成19年3月1日総合科学技術会議決定）に基づき、対応することとなります。

④ 受託者である法人と、その従業員の間の知的財産権の帰属については、受託者内部の話ではありますが、受託者において職務発明規程等が整備されていない場合、委託研究における知的財産権の帰属に当たり不都合が生じますので、契約締結後速やかに職務発明規程等を整備してください。

(7) 研究成果に係る秘密の保持

本事業に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間の内外にかかわらず決して第三者に漏らさないでください。なお、業務上の秘密である研究成果に関する情報を、第三者（研究グループ外の者）に提供する場合は、事前に生研支援センターと協議する必要があります。

(8) 農業者等が参画する場合の農業者等に関する情報の取扱い

本事業の研究成果等の公表等に当たり、農業者等の経営に関するデータを取り扱う場合は、事前にコンソーシアムの構成員間で、その取扱いについて取り決めを行う必要があります。

また、農業者等からデータの提供を受ける際には、「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」（※）を踏まえて対応いただく必要があります。

（※）「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」については、15（7）をご参照ください。

(9) 収入が生じた場合の報告等

各研究機関等は、委託期間中の各年度に本委託事業の実施に伴い収入が生じた場合には、収入状況を当該事業年度末の翌日から起算して90日以内に生研支援センターに報告していただきます。

また、報告により、相当の収入を生じたと認められた場合には、原則として以下により、算出される金額を納付していただきます。

納付額＝収入額×委託費利用割合

※用語の意味

収入額：当該年度の委託事業の実施に伴って得られた金額のうち当初の委託費の算定に織り込んでいなかったものの合計

委託費利用割合：当該収入を得るために要した経費に占める委託費の割合
なお、納付額は、当該年度の委託費の確定額の範囲内とします。

10 研究の運営管理

本事業においては、研究統括者等と密接な関係を維持しつつ、本事業の目標の達成が図られるよう運営管理を実施します。

- ① 農林水産省の運営管理委員会において、研究課題の選考に関する事項の決定や中間評価・終了時評価結果の助言・指導等を行います。

② 生研支援センターは、本事業の開始に当たり、PD（プログラム・ディレクター）、研究リーダー、外部アドバイザー（基礎研究ステージのチャレンジタイプを除く。）を配置し、各研究課題の進捗管理、指導等を行います。それぞれの役割については、以下のとおりです。

ア PD（プログラム・ディレクター）

本事業の各研究課題の進捗管理、指導等の責任者であり、試験研究計画の見直しの指示及びその実施に関する督促、研究課題の予算の増減、試験研究計画における課題の統廃合等を指示できる権限をもちます。これらの指示は、上記①の運営管理委員会において評価されます。

イ 研究リーダー

PDを補佐し、研究統括者と密に連絡を取り合って研究課題の進捗状況等を把握するとともに、PD等の指示に基づき研究統括者への指示・助言等を行います。

ウ 外部アドバイザー

研究課題を適切かつ効果的に推進するため、研究課題ごとに、研究内容に対応した専門的知見等を有する外部アドバイザーを配置します（基礎研究ステージのチャレンジタイプを除く。）。

外部アドバイザーは、代表機関が開催する検討会等の場を活用し、専門的な立場から研究推進に関する指導・助言を行います。なお、その際の外部アドバイザーの会議出席等に係る旅費・謝金等は委託費からの支出となります。

③ PD若しくはPDの指示を受けた研究リーダー又は生研支援センター担当者は、各研究課題の進捗状況及び成果を定期的に把握するとともに、研究課題の進行管理、成果の広報及びその社会実装に向けた取組に関し、受託者等に対する指導・助言を行います。受託者等は、生研支援センターと連携して、これらの取組を実施する必要があります。

④ 生研支援センターは、本事業の円滑な運営を図るため、試験研究計画策定の指導・点検、研究課題の進捗状況及び成果の把握等を行います。

翌年度の試験研究計画策定の指導・点検は、11の評価結果及び研究の進捗状況等を踏まえて実施します。

11 研究評価等

（1）評価の方法等

生研支援センターは、オープンイノベーション研究・実用化推進事業評価実施要領（以下「評価実施要領」という。）等に基づき、評議委員会において研究課題の評価を実施します。評議委員会は、生研支援センターが委嘱した評議委員（外部専門家）

により構成されます。研究統括者等においては、評価に必要な資料の作成・取りまとめ及び発表等の対応をお願いします。

なお、中間評価・終了時評価においては、成果目標に対する到達点の確認を行いますので、中間年及び最終年の目標を具体的に設定するようにしてください。

(2) PD（プログラム・ディレクター）による点検

PDは、毎年度、研究の進捗状況等について、点検を実施します。

点検項目は、評価実施要領の評価基準を準用します。また、点検項目には、翌年度の試験研究計画の見直しの指示及びその実施に関する督励、研究課題の予算の増減、試験研究計画における課題の統廃合等も含まれます。

(3) 運営管理委員会による指導

運営管理委員会は、オープンイノベーション研究・実用化推進事業に係る運営管理委員会設置要領に基づき、中間評価・終了時評価等の結果等を踏まえた助言・指導等を実施します。

生研支援センターは、運営管理委員会の助言・指導等を踏まえ、翌年度の運営・進捗管理に反映します。

(4) 追跡調査

研究成果の社会実装の促進に役立てるとともに、調査結果を広く公表することにより研究開発等に関する国民の理解と関心を深めることを目的として、事業実施期間終了後、一定期間（2年・5年程度）を経過した研究課題を対象に、研究成果の普及・活用状況等についてのフォローアップ調査（追跡調査）を実施します。実施に当たり、対象となる研究課題の研究統括者等に対応を依頼いたします。

12 「国民との科学・技術対話」の推進

平成22年6月19日付けで科学技術政策担当大臣及び総合科学技術会議有識者議員により策定された「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）（※）に基づき、当面、1件当たり年間3千万円以上の公的研究費の配分を受ける研究者等は、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する、双方向のコミュニケーション活動に積極的に取り組んでいただく必要があります。

なお、上記の基本的取組方針では「1件当たり年間3千万円以上の公的研究費（競争的資金プロジェクト研究資金）の配分を受ける研究者等」を対象としていますが、本事業では広範な普及を目指していることから、研究費の多寡にかかわらず、アウトリーチ活動に積極的に取り組んでください。

(※) <https://www8.cao.go.jp/cstp/output/20100619taiwa.pdf>

13 中小企業者等の支援（S B I R制度）

本事業は、S B I R制度の「特定新技術補助金等」に指定されています。

この特定新技術補助金等の交付を受けた中小企業者等は、その成果を利用して事業活動を行う場合に、株式会社日本政策金融公庫の特別貸付制度をはじめとした支援措置を受けることができます。（それぞれの支援措置を利用する際には、別途審査等が必要になります。）

詳細については、以下のS B I R特設サイトをご参照ください。

<https://sbir.smrj.go.jp/index.html>

14 情報管理の適正化

（1）本事業の実施体制

本事業の実施に当たって、以下の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に生研支援センターと協議するものとします。

- ① 契約の履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい、契約を履行する業務に従事する情報管理統括責任者又は情報管理責任者（以下「情報管理責任者等」という。）を確保すること。
- ② 情報管理責任者等が、契約の履行に必要な若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業績等を有すること。
- ③ 情報管理責任者等が他の手持ち業務等との関係において契約の履行に必要な業務所要に対応できる体制にあること。

（2）情報保全

本事業に係る契約の履行に際し知り得た保護すべき情報（生研支援センターの業務に係る情報であって公になっていないもののうち、生研支援センター以外の者への漏洩が生研支援センターの試験研究又は業務の遂行に支障を与えるおそれがあるため、特に受託者における情報管理の徹底を図ることが必要となる情報をいう。以下同じ。）の取扱いに当たっては、「別紙9 調達における情報セキュリティ基準（以下「本基準」という。）」及び「別紙10 調達における情報セキュリティの確保に関する特約事項（以下「特約条項」という。）」に基づき、適切に管理するものとします。この際、特に、保護すべき情報の取扱いについては、以下の情報管理実施体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく生研支援センターに通知するものとします。

- ① 契約を履行する一環として受託者が収集、整理、作成等した一切の情報が、生研支援センターが保護を要しないと確認するまでは保護すべき情報として取り扱われることを保障する実施体制
- ② 生研支援センターの同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する実施体制
- ③ 生研支援センターが書面により個別に許可した場合を除き、受託者に係る親会社等（本基準第2項第14号に規定する「親会社等」をいう。）、兄弟会社（本基準第2項第15号に規定する「兄弟会社」をいう。）、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の受託者に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の受託者以外の者に対して伝達又は漏洩されないことを保障する実施体制

(3) 応募者に要求される事項

- ① 応募者は、本基準、公募要領及び特約条項を了知の上、応募するものとします。
- ② 応募者は、(1) 及び (2) の事項を踏まえ、別紙1（提案書）の別記様式4-2「情報管理実施体制について」を記載してください。

また、本基準の項目5から12については、コンソーシアム規約若しくは社内規則等に当該項目を規定して、契約締結後、速やかにその写しを提出する又は当該項目を遵守する旨を記載した誓約書を提出していただく必要があります。

なお、応募者は、提出した資料に関し、説明、質問への回答、追加資料の提出、生研支援センターとの協議等に応じる義務を負うものとし、必要な体制整備等がなされていないと判断された場合は不採択となりますので、ご注意ください。

15 委託業務の実施に当たっての留意事項

(1) 購入機器等の帰属及び管理

受託者が委託契約に基づき「購入した機器類等の物品」の所有権は、委託研究の実施期間中は受託者に帰属します。受託者には、委託研究の実施期間中、善良なる管理者の注意をもってこれらの機器類等の物品を管理していただきます。委託事業終了後の取扱いについては、別途、生研支援センターへの返還の可否をお知らせすることにしていきます。

また、購入した機器類等の物品については、本事業の購入機器である旨、管理簿に登録した上で、物品にシールを貼るなどして明示してください。

委託契約に基づいて製作した試作品については、試作品本体や看板等への標示により、本事業によって製作した旨を明記してください。

なお、農研機構に所属する研究所が研究グループに参画する場合（5の(4)参照）は、別途予算措置をする予定であることから、当該研究機関が購入した機器等の帰属

に係る手続きは、本公募要領に記載する内容にはよらない手続きを行うこととなります。

(2) 安全保障貿易について（海外への技術漏洩への対処）

我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出管理（※1）が行われています。外為法で規制されている貨物の輸出（提供）しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

（※1）我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①輸出貿易管理令別表第 1 及び外為令別表第 1 に記載の品目のうち一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と、②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、軍事転用されるおそれがある場合（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件を満たした場合）に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）から成り立っています。

貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）（2022 年 5 月 1 日以降は特定類型（※2）に該当する居住者を含む。）に提供する場合は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USB メモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生や研究者の受入れや、共同研究等の活動の中にも規制対象となる技術の提供が含まれる場合があります。本委託事業を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合、又は本委託事業の活用により既に保有している技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。

（※2）非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1. (3) サ①～③に規定する特定類型を指します。

また、外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を業として行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります（※3）。このため、契約締結時までには、本委託事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認及び、輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行う場合があります。輸出の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、輸出又は本委託事業終了のいずれか早い方までの体制整備を求めま

す。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合があります。また、本事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。

(※3) 輸出者等は外為法第55条の10第1項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制を言います。

(参考) 安全保障貿易管理の詳細は、以下のガイダンス等をご覧ください。

- ▶ 安全保障貿易管理（全般）：<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/>
 - ▶ Q&A：<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/qanda.html>
 - ▶ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）：
https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf
 - ▶ 大学・研究機関のためのモデル安全保障貿易管理規程マニュアル：
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/daigaku/manual.pdf>
- ※企業向けは一般財団法人安全保障貿易管理センターのモデルCPも参照ください。
<https://www.cistec.or.jp/export/jisyukanri/modelcp/modelcp.html>
- ▶ 安全保障貿易ガイダンス（入門編）
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/guidance.html>

(3) 動物実験等に関する対応

動物実験については、「農林水産省の所管する研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」（平成18年6月1日付け農林水産技術会議事務局長通知※）や関係法令等に基づき、適切な実施をお願いします。

(※) http://www.maff.go.jp/j/kokuji_tuti/tuti/t0000775.html

(4) 海外の遺伝資源の取得・利用等を含む研究に関する対応

海外遺伝資源の取得又は利用を含む研究については、生物多様性条約、名古屋議定書、食料・農業植物遺伝資源条約（ITPGR）、遺伝資源提供国の法令及び我が国の国内措置（ABS指針）（※）等に基づき、適正に実施していただく必要があります。

(※) <http://abs.env.go.jp/consideration.html>

(5) ロボット技術・ICT等の活用

農業機械の自動走行に関しては、令和3年3月26日付け2生産第2418号農林水産省生産局長通知「農業機械の自動走行に関する安全性確保ガイドライン」等を遵守し

てください。

○農業機械の自動走行に関する安全性確保ガイドライン

<https://www.maff.go.jp/j/press/seisan/gizyutu/attach/pdf/210326-3.pdf>

(6) 小型無人航空機（ドローン等）の活用

小型無人航空機（ドローン等）の利用に関しては、国土交通省「無人航空機（ドローン・ラジコン機等）の飛行ルール」及び農林水産省消費・安全局「無人航空機（無人ヘリコプター等）による農薬等の空中散布に関する情報」に掲載の情報を確認し、遵守してください。

○無人航空機（ドローン・ラジコン機等）の飛行ルール

https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html

○無人航空機による農薬等の空中散布に関する情報

https://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/boujyo/120507_heri_mujin.html

(7) 農業者等からデータを受領・保管する際の取り決めについて

データは多くの場合、データそれ自体ではなく、加工・分析等を行い、利用することで初めて価値が創出されます。他方、データは容易に複製することができ、適切な管理体制がなければ不正アクセスにより外部に流出され得るものであることから、データにノウハウ等が含まれている場合、競合産地に流出してしまうという不安からデータの提供を躊躇することもありえます。

農林水産省では、知的財産である農業ノウハウの保護とデータの利活用促進の調和を図ることで、農業者等が安心してデータを提供できるよう、「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン～農業分野のデータ利活用促進とノウハウ保護のために～」(令和2年3月 農林水産省。以下「農業AI・データ契約ガイドライン」という。※)を策定しています。本ガイドラインは、農業以外の産業向けの「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」(令和元年12月 経済産業省)と法的整合を図りつつ、農業分野の特殊性を踏まえ、データ・成果物等の利用権限や管理方法等について契約のひな形や考え方等を示しています。

受託者は、本事業で実施する研究活動において農業者等からデータを受領・保管する際には、農業AI・データ契約ガイドラインに準拠し取り決めておくべき事項について当該農業者等と合意すること(データの取得がスマート農機等の利用による場合には、そのシステムサービスの利用規約等が農業AI・データ契約ガイドラインの内容に沿っていること)が必要であり、その内容は実績報告の対象となります。「AI・データ契約ガイドライン準拠チェックリスト」(別紙6)をご参照ください。

農業者等以外からデータを受領・保管する場合は準拠の必要はありませんが、農業AI・データ契約ガイドラインも参考に、データ等の利用や適切な利益配分のほか、農業者等による事前の承諾無く目的外利用や第三者提供しないこと等について取り決めることを検討してください。

(※) 農業A I ・データ契約ガイドラインについては、以下をご覧ください。

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/keiyaku.html>

また、上記 URL 内に、合意に係る契約のひな形も掲載されていますので、適宜ご活用ください。

(8) データマネジメントに関する対応

「生研支援センターにおけるデータマネジメントに係る基本方針(以下「データ方針」という。)に従ってデータマネジメントを行っていただきます(別紙7参照)。

代表機関は、「データ方針」に基づき、委託契約締結までに、管理対象データに係るデータマネジメントプラン(以下「DMP」という。)を作成してください(コンソーシアムの構成員間でその取扱いについて合意した上でDMPを作成してください。)。契約締結後は、当該DMPに従って、管理対象データの管理を行ってください。

なお、研究データの管理・利活用に関する取組状況については評価において考慮しません。

応募者は、データ方針を踏まえ、別紙1(提案書)の「別記様式4-6 データマネジメントプラン」を記載してください。

また、研究データの管理・利活用の状況の以下の項目について、評価に関連する資料等(委託研究計画書、成果報告書等)への記載を依頼することがあります。

- ① DMPの管理対象データのメタデータの付与状況
- ② DMPに基づき管理対象データを適切に保存し、オープン・アンド・クローズド戦略に基づく公開・共有の状況
- ③ 研究データの管理・利活用の促進する独自の取組の実施状況

(9) オープンA P I の要件化について

令和5年度は農機が取得する位置情報及び作業時間に関するデータ(以下、「農機データ」という。)について、農業者等が当該データを当該農機メーカー以外のシステムでも利用できるようにするため、本事業を活用してトラクター、コンバイン又は田植機を購入又はリース・レンタルする場合は、A P I (※)を自社のwebサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を令和4年度末までに整備しているメーカーのものを選定することを要件とします。

トラクター、コンバイン又は田植機の導入等(購入、リース、レンタル)について、別紙1(提案書)の「別記様式4-5 オープンA P I の要件化に係る確認事項」の記載をお願いします。

※ A P I (Application Programming Interface)とは、複数のアプリケーション等を接続(連携)するために必要な仕組みのことです。

※ なお、トラクター、コンバイン、田植機のメーカーのうち、農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーについては、今回の要件の対象

に当たりません。

(10) 若手研究者の自発的な研究活動の支援

「統合イノベーション戦略 2019」（令和元年6月21日閣議決定）や「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」（令和2年1月23日総合科学技術・イノベーション会議決定）に基づき、「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」（令和2年2月12日付け競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）が策定されたことを踏まえ、若手研究者の育成・活躍機会の創出及びキャリアパスの形成のため、本事業においてプロジェクトの実施のために雇用される民間企業を除く研究機関に所属する若手研究者について、所属研究機関からの承認が得られた場合、雇用されているプロジェクトから人件費を支出しつつ、当該プロジェクトに従事するエフォートの一部を自発的な研究活動等に充当することを可能とします。研究代表者は若手研究者の自発的な研究活動等を積極的に支援していただきます。所属研究機関において、若手研究者による自発的な研究活動等の実施が承認された場合は、当該プロジェクト計画等に記載していただきます。

詳しくは、下記リンク「委託業務研究実施要領～事務処理関係編～」（令和4年4月生物系特定産業技術研究支援センター。以下「共通要領」という。）のⅡの「14. 若手研究者の自発的な研究活動」をご覧ください。

https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/contents/R03SOP%20Integrated_ver1.1.pdf

(11) エフォート管理の統一

各資金配分機関から求められるエフォート管理に係る手続きや提出書類が異なることで、研究者及び研究機関に事務負担が生じております。このため、統合イノベーション戦略 2019（令和元年6月21日閣議決定）においても、「資金配分機関ごとに異なるエフォートの管理の共通化を図る」ことが示されております。

このような状況を踏まえ、資金配分機関が所管する競争的研究費の各制度においてエフォートの申告、状況確認、報告に係る標準的な手続きを設定するとともに、研究機関が保管・提出すべき書類を統一することにより、エフォート管理に関する手続きの簡素化及び合理化を実現し、エフォート管理の拡大を推進します。

詳しくは、下記リンク（共通要領）のⅡの「15. エフォート管理」をご覧ください。

https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/contents/R04SOP_Integrated_ver1.1.pdf

(12) 複数の研究費制度による共用設備の購入（合算使用）

競争的研究費の各制度における研究費の合算使用は、これまで一部の競争的研究費制度で可能とされていましたが、「複数の研究費制度による共用設備の購入について

（合算使用）」（令和2年3月31日付資金配分機関及び所管関係府省申合せ）により、各制度で実施する研究目的の達成と、更なる研究資金の効果的・効率的な活用の観点から、購入した設備の所有権が研究機関に帰属することを前提に、複数制度の研究費の合算により各制度の目的に則した共用設備を購入することを可能とする研究費制度が拡大されたところです。

本事業においても、研究機関（研究者）が資金配分機関における競争的研究費の複数制度で共同して利用する設備を購入する場合、複数制度の研究費の合算による購入を可能とします。

なお、合算による共用設備の購入が可能な研究機関種別については、大学等（国立大学法人、大学利用機関法人、公立大学、私立大学、高等専門学校、高等学校）、国立研究開発法人、地方公共団体及び公益法人を対象とします。

詳しくは、下記リンク（共通要領）のⅡの「4. 委託費により取得した物品の取扱い」の「（9）複数の研究費制度による共用設備の購入（合算使用）」をご覧ください。

https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/contents/R04SOP_Integrated_ver1.1.pdf

(13) 競争的研究費の直接経費から研究代表者等（P I）の人件費の支出

統合イノベーション戦略 2019（令和元年6月21日閣議決定）においては、競争的研究費の直接経費から研究代表者及び研究実施責任者（以下「P I」という。）本人の人件費の支出を可能にし、研究機関の裁量により、研究者支援に活用可能な経費を拡大することが提言され、研究機関において適切に執行される体制の構築を前提として、研究活動に従事するエフォートに応じ、P I本人の希望により、直接経費から人件費を支出することを可能としました。これにより研究機関は、P Iの人件費として支出していた財源を、P I自身の処遇改善や、研究に集中できる環境整備等によるP Iの研究パフォーマンス向上、多様かつ優秀な人材の確保等を通じた機関の研究力強化に資する取組に活用することができ、研究者及び研究機関双方の研究力の向上が期待されます。

その際、各研究機関におけるガバナンスの強化や、意欲ある若手をはじめ優秀な研究者を厚遇する人事給与マネジメントの改善等と一体的に実施されることで、一定の新陳代謝を維持しつつ優れた研究者が活躍できる好循環の実現により、研究成果の持続化・最大化が期待されます。

詳しくは、下記リンク（共通要領）のⅡの「16. 競争的研究費の直接経費から研究代表者の人件費の支出について」をご覧ください。

https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/contents/R04SOP_Integrated_ver1.1.pdf

(14) 競争的研究費の直接経費から研究以外の業務の代行に係る経費を支出可能とする見直し（バイアウト制度の導入）

優れた研究成果の創出に当たっては、研究者が研究に専念できる研究環境が不可欠であるが、研究者の研究に充てる時間割合は減少傾向であり、研究に従事できる時間の確保が急務です。

統合イノベーション戦略 2019（令和元年6月21日閣議決定）においては、我が国の研究力向上に向け、研究者の研究時間の確保のための制度改善を行うよう方向性が示されています。

このため、競争的研究費の直接経費の用途を拡大し、P I 本人の希望により研究機関と合意をすることで、その者が担っている業務のうち研究以外の業務（講義等の教育活動等やそれに付随する事務等。なお、「研究」には、当該競争的研究費により実施される研究以外の研究も含む。）の代行に係る経費の支出を可能とする制度（「バイアウト制度」）を導入することとします。これにより、研究プロジェクトに専念できる時間の拡充が可能となり、当該研究プロジェクトの一層の進展が期待されます。

詳しくは、下記リンク（共通要領）のⅡの「17. 競争的研究費の直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し（バイアウト制度の導入）について」をご覧ください。

https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/contents/R04SOP_Integrated_ver1.1.pdf

(15) 競争的研究費におけるR A経費等の適正な支出の促進について

生研支援センターでは、科学技術・イノベーション基本計画（令和3年3月26日閣議決定）における推進方策を踏まえ、博士課程（後期）学生をR A（リサーチアシスタント）として雇用し、その際の給与水準について、経済的支援を充実すべく、博士後期課程在籍学生の約3割が生活費相当程度と受給できることを推奨します。

研究の遂行に必要な博士課程学生を積極的にR A等として雇用するとともに、業務の性質や内容に見合った単価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うこととしてください。

詳しくは、下記リンク（共通要領）のⅡの「18. 競争的研究費におけるR A経費等の適正な支出の促進について」をご覧ください。

https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/contents/R04SOP_Integrated_ver1.1.pdf

(16) researchmap への業績情報の登録

researchmap（※）は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベース

で、登録した業績情報は、インターネットを通して公開することもできます。また、e-Rad と連携しており、登録した情報を他の公募で求められる内容に応じて活用することもできます。researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、researchmap への登録をお願いします。

(※) <https://researchmap.jp/>

16 研究費の不正使用及び不正受給並びに研究活動における不正行為防止等

(1) 研究費の不正使用等への対応について

本事業で実施する研究活動には、農林水産省が策定した「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（管理・監査ガイドライン）（参照）が適用されます。

各研究機関においては、管理・監査ガイドラインに沿って、研究費の適正な運営・管理体制の整備等を行っていただく必要があります。

生研支援センターは、研究機関の研究費の適正な運営・管理体制の整備等の状況について、モニタリングを実施し、体制整備等の実施に不備がある場合は、管理条件の付与、間接経費の削減、配分の停止の措置を講じることがあります。措置の対象は、原則として研究機関全体とします。

このため、事業に参加する研究機関は、生研支援センターホームページ「研究活動の不正行為等への対応」

(https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/contents/fusei_taiou/index.html) の

「【重要】研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン実施状況調査」に基づき、契約後、「ガイドラインの実施状況」を提出してください。

なお、委託契約後に「ガイドラインの実施状況」の提出がない研究機関を含む研究グループとは、次年度以降契約を行いません。

この他、研究費の不正使用（故意若しくは重大な過失による競争的研究費等の他の用途への使用又は競争的研究費等の交付決定の内容やこれに附した条件に違反した使用をいう。）及び不正受給（偽りその他不正な手段により競争的研究費等を受給することをいう。）（以下「不正使用等」という。）に関する告発等を受け付ける窓口の設置や、不正使用等に関する告発があった場合の調査委員会の設置及び調査の実施等、研究費の不正使用等に対し適切に対応していただく必要があります。

※ 研究費の適切な使用に向けた決意表明（別紙8）もご確認ください。

(参照) 管理・監査ガイドラインについては、以下のリンクをご覧ください。

<https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/contents/kanrikansanogaidorain.pdf>

(2) 不正使用等が行われた場合の措置

不正使用等を行った者等が所属する研究機関に対し、当該研究に配分された研究費の一部又は全部の返還を求める場合があります。

また、本事業及び生研支援センターの他の事業並びに農林水産省その他の府省の競争的研究費等において不正使用等を行ったと認定された研究者及びこれに共謀した研究者並びに善管注意義務に違反※した研究者に対し、以下のとおり、一定期間、本事業をはじめとする生研支援センターの事業への応募・参加を制限する場合があります。

※ 善管注意義務に違反の例：原則、日常的に研究費の管理を行うことが可能であって、研究実施に当たって管理する立場にある研究者が、競争的研究費等の使用・管理状況を把握せず、管理者としての責務を全うしなかった結果、被管理者（その他の研究者）が不正を行った場合等。

不正使用等に係る応募・参加制限の対象者	不正使用の程度		応募・参加制限期間
1. 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	(1) 個人の利益を得るための私的流用		10年
	(2) (1)以外	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
		② ①及び③以外のもの	2～4年
		③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
2. 不正受給を行った研究者及びそれに共謀した研究者			5年
3. 不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者			善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限2年、下限1年

4. 農林水産省その他の府省の競争的研究費等において不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者並びに善管注意義務に違反した研究者			当該競争的研究費等において応募又は参加を制限されることとされた期間と同一の期間
---	--	--	---

※ 以下の場合、応募・参加の制限を課さず、嚴重注意を通知するものとし、不正使用の概要は公表しない。

- ・ 1において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合
- ・ 3において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者並びに善管注意義務に違反した研究者が所属する研究機関に対し、採択の取消、研究費の一部又は全部の返還等の措置を講じる場合があります。

本事業において不正使用等を行った場合、当該不正使用等の概要（措置の対象となった者の氏名・所属、当該措置の内容、不正使用等の内容等）を公表するとともに、その情報を農林水産省に提供します。また、農林水産省から競争的資金等を所管する他の府省へ当該情報を提供することにより、他の競争的資金等においても応募・参加が制限される場合があります。

なお、生研支援センターが公的研究費の配分先の研究機関等において不正使用等が行われた旨の情報を入手した場合の対応については、「研究機関において公的研究費の不正使用等があった場合の研究事業への参加対応について」に準じて対応します。

※ 「研究機関において公的研究費の不正使用等があった場合の研究事業への参加対応について」については、以下のリンクをご覧ください。

https://www.affrc.maff.go.jp/docs/pdf/kenkyuhusei_sanka_taiou.pdf

(3) 虚偽の申請に対する対応

本事業に係る申請内容において、虚偽行為が明らかになった場合、試験研究計画に関する委託契約の一部又は全部を取り消し、研究費の一部又は全部の返還、損害賠償等を研究機関に求める場合があります。

また、これらの不正な手段により本事業から研究費を受給した研究者及びそれに共

謀した研究者等については、(2)の不正使用等を行った場合と同様の措置を採ります。

(4) 研究活動における不正行為への対応について

本事業で実施する研究活動には、農林水産省が策定した「農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン」(平成18年12月15日付18農会第1147号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知。以下「不正行為ガイドライン」という。)が適用されます。

各研究機関においては、不正行為ガイドラインに沿って、研究倫理教育責任者を設置するなど不正行為(発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用)を未然に防止する体制を整備するとともに、研究機関内の研究活動に関わる者を対象に、委託契約締結時まで研究倫理教育を実施していただき、契約の際に「研究倫理教育の実施に関する誓約書」を提出していただく必要があります。

研究倫理教育を実施していない研究機関は本事業に参加することはできません。

また、不正行為に関する告発等を受け付ける窓口の設置や、不正行為に関する告発があった場合の調査委員会の設置及び調査の実施等、不正行為に適切に対応していただく必要があります。

(※) 不正行為ガイドラインについては、以下のリンクをご覧ください。

https://www.affrc.maff.go.jp/docs/pdf/h30_fusei_guideline_20180720.pdf

(5) 不正行為が行われた場合の措置

不正行為に関与したと認定された者等が所属する研究機関に対し、当該研究に配分された研究費の一部又は全部の返還を求める場合があります。

また、本事業及び生研支援センターの他の競争的研究費並びに農林水産省その他の府省の競争的研究費において不正行為に関与したと認定された者及び不正行為に関与したとまでは認定されないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負うものとして認定された著者に対し、以下のとおり、一定期間、本事業をはじめとする生研支援センターの事業への応募・参加を制限する場合があります。

不正行為に係る応募・参加制限の対象者		不正行為の程度	応募・参加制限期間	
1. 不正行為に関与したと認定された者	(1) 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など特に悪質な者		10年	
	(2) 不正行為があったと認定された研究に係る論文等の著者	① 当該論文等の内容について責任を負う者として認定された著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）	ア. 当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断される場合	5～7年
			イ. 当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断される場合	3～5年
		② 上記以外の著者		2～3年
	(3) (1)及び(2)を除く不正行為に関与したと認定された者		2～3年	
2. 不正行為に関与したとまでは認定されないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）		ア. 当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断される場合	2～3年	
		イ. 当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断される場合	1～2年	
3. 農林水産省その他の府省の競争的研究費等において不正行為に関与したと認定された者及び不正行為に関与したとまでは認定されないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者			当該競争的研究費等において応募又は参加を制限されることとされた期間と同一の期間	

不正行為に関与したと認定された者及び不正行為に関与したとまでは認定されないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う

者として認定された著者が所属する研究機関に対し、研究費等の打ち切り、応募の不採択、研究費の一部又は全部の返還等の措置を講じる場合があります。

本事業において不正行為に関与したと認定された場合、当該不正行為の概要（措置の対象となった者の氏名・所属、当該措置の内容、不正行為の内容等）を公表するとともに、その情報を農林水産省に提供します。また、農林水産省から競争的研究費等を所管する他の府省へ当該情報を提供することにより、他の競争的研究費等においても応募・参加が制限される場合があります。

(6) 指名停止を受けた場合の取扱い

応募受付期間中に談合等によって農林水産省から指名停止措置を受けている研究機関等が参画した研究グループによる応募について、措置対象地域で研究を実施する内容の応募は受け付けません。なお、応募受付期間終了後、採択までの間に指名停止措置を受けた場合は、不採択とします。

(7) 不正使用等及び不正行為防止のための取組について

研究代表者は、応募に当たって生研支援センターのウェブサイトに掲載されている「事務担当者説明会動画（2022年度版）」（※）の「7 研究活動における不正行為防止のための対応」を必ずご覧の上、別紙1（提案書）の別記様式4-3「研究活動の不正行為防止のための対応」を提出してください。

※ 事務担当者説明会動画（2022年度版）については、以下のリンクをご覧ください。

<https://www.youtube.com/watch?v=UFPRtxm9f5o&feature=youtu.be>

[問い合わせ受付窓口等]

生研支援センターでは、研究費の不正使用等及び不正行為に関する問い合わせ受付窓口を設置しています。

（研究管理部 研究管理課 研究公正室）

電話：044-276-8487

FAX :044-276-9143

メール：kenkyuhusei@ml.affrc.go.jp

17 問合せ先

本件に関する問合せは、応募の締切までの間、以下において受け付けます。なお、審査経過、他の提案者に関する事項、応募に当たり特定の者にのみ有利となる事項にはお答えできません。また、これら以外の問合せについては、質問者が特定される

情報等を伏せた上で、質問及び回答の内容を生研支援センターのウェブサイトにて公開させていただきますので、ご承知おきください。

○公募全般に関するお問合せ

生物系特定産業技術研究支援センター（生研支援センター）

事業推進部 イノベーション創出課 担当：高田、伊藤

〒210-0005 神奈川県川崎市川崎区東田町8番地

パレール三井ビルディング 16F

(<https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/index.html>)

E-mail : inobe-web@ml.affrc.go.jp

○契約事務について

生研支援センター 研究管理部 研究管理課 担当：上北、山口

E-mail : brain-jimu@ml.affrc.go.jp

※ お問合せは、原則、メールでのみ承ります。 ご理解を賜りますようお願いいたします。

○e-Rad について

e-Rad ヘルプデスク（受付時間：9:00～18:00（平日））

TEL : 0570-057-060

03-6631-0622（直通）

e-Rad ポータルサイト：

お問合せ方法：<https://www.e-rad.go.jp/contact.html>

よくある質問と答え（FAQ）：https://qa.e-rad.go.jp/?site_domain=default

【基礎研究ステージに関する公募要件】

1 基礎研究ステージについて

(1) 基礎研究ステージの対象分野について

基礎研究ステージは、研究機関等の独創的なアイデアや基礎科学など萌芽段階の研究を基に、将来、農林水産・食品分野での社会実装を目的とした革新的な研究シーズを創出する基礎段階の研究が対象です。

また、創出される研究成果が、社会実装するための開発研究につながるとともに、将来、農林水産・食品分野の生産現場等で実用化につながる具体像が明確に示されていることが必要です。そのため、解決すべき技術的課題、実用化される成果の性能及び実用化時期の目標を明確にするとともに、社会実装を明確に意識した研究計画の策定をお願いします。

(2) 研究タイプ

ア 基礎重要政策タイプ

みどりの食料システム戦略や、輸出戦略及び農林水産研究イノベーション戦略（2023 骨子（案）を含む）の推進に資する基礎研究

イ チャレンジタイプ

新たなアプローチや考えにより、農林水産業・食品産業の発展等につながることを目的とする、独創的でチャレンジングな基礎研究やF S（フィージビリティスタディ）的な基礎研究

ウ 研究シーズ創出タイプ

学術研究でなく、農林水産業・食品産業の発展等につながる革新的な研究シーズを創出することを目的とした基礎研究

(3) 申請者の要件

ア 基礎研究ステージ共通

単独機関ではなく、複数の研究機関等で構成される研究グループとします。（研究グループの構成に特段の要件はありません。）

ただし、基礎重要政策タイプ及び研究シーズ創出タイプにおいて、「知」の集積と活用の中からの提案については、同一の研究開発プラットフォームにおける2セクター（※）以上の研究機関等で構成される研究グループ（研究コンソーシアム）とします。

※ 本要領（共通事項）の3（1）「研究機関等の分類」を参照

(4) その他の要件

基礎重要政策タイプにおいては、以下に提示する国の重要政策を推進するための基礎研究に該当することが必要となります。

- ① 「みどりの食料システム戦略～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～」

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/attach/pdf/index-10.pdf>

- ② 「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/progress/attach/pdf/index-1.pdf>

- ③ 「農林水産研究イノベーション戦略」(2023 骨子(案)を含む)

<https://www.affrc.maff.go.jp/docs/innovate/index.html>

※農林水産研究イノベーション戦略 2022 以前の戦略も対象とします。

(5) 研究費の上限、研究実施期間

応募者の区分	研究費の上限 (※1)	研究実施期間
基礎重要政策タイプ※2	3,000 万円/年	3 年以内
チャレンジタイプ	1,000 万円/年	1 年以内
研究シーズ創出タイプ※2	3,000 万円/年	3 年以内

※1 研究費の上限は、間接経費を含めた上限額となります。

※2 基礎重要政策タイプ及び研究シーズ創出タイプにおいて、「知」の集積と活用の中からの提案については、採択審査時に加点措置を実施します。本要領(共通事項)3(7)を参照。

研究費は可能な限り精査した額を計上してください。過大な積算を行っている研究課題については、審査上マイナスとなることがあります。

採択研究課題決定の際は、審査結果を踏まえ、研究計画の見直し、研究費の減額、研究実施期間の短縮等の条件が付される場合があります。

(6) 研究実施期間

契約締結時から令和8年3月末(チャレンジタイプは令和6年3月末)までとします。

なお、当初の計画目標に照らして著しく進捗の悪い試験研究計画、十分な成果達成が見込めない試験研究計画、試験研究計画全体の成果達成への寄与が不明確な研究項目等については、委託試験研究の実施期間の途中であっても試験研究計画全体又は試験研究計画の一部を中断していただく場合があります。

(7) 「知」の集積と活用の中からの提案による取組への優遇

ア 「知」の集積と活用の中からの提案(基礎重要政策タイプ及び研究シーズ創出タイプ)

「知」の集積と活用によるオープンイノベーションを推進する観点から、「知」の集積と活用からの提案については、1次（書面）審査の評価点にポイント加点することとします（審査上の扱いであり、採択を約するものではありません）。

ポイントの加点方法については、「3 研究課題の選定」を参照してください。ただし、イの研究ネットワークからの提案と重複したポイントの加点はしません。

イ 「研究ネットワーク」からの提案（基礎重要政策タイプ及び研究シーズ創出タイプ）

情報や研究に係る資源を集積することで、相乗的かつ迅速な技術開発とその成果の社会実装を促進する戦略的な技術開発体制の構築を図るため、農林水産技術会議事務局では、「研究ネットワーク形成事業」等により、拠点となる機関を中心に、ある共通の研究テーマについて、恒常的に情報共有、人材交流、共同研究等を行う、企業、大学、研究機関、農林漁業経営体等から成る研究ネットワークの形成を推進しています。

平成28年度補正予算「革新的技術開発・緊急展開事業」のうち「研究ネットワーク形成事業」で採択された研究ネットワークから立ち上げられた研究グループが応募する場合は、当該研究ネットワークについて、様式に必要事項を記入してください。

なお、研究ネットワークから立ち上げられた研究グループが、研究ネットワークの中核となる拠点機関の了解を得て応募した提案については、1次（書面）審査の評価点にポイントを加点することとします（ただし、研究グループの参画機関（協力機関は含まない）は全て研究ネットワークに参画している必要があります。なお、審査上の扱いであり、採択を約するものではありません）。

ポイントの加点方法については、「3 研究課題の選定」を参照してください。

ただし、アの「知」の集積と活用からの提案と重複した場合は、ポイントを加点できません。

（8）若手研究者からの提案への優遇

統合イノベーション戦略（平成30年6月15日閣議決定）に基づき、若手研究者の育成や支援を重視する観点から、全ての研究者（研究統括者及び研究分担者）が以下のいずれかの条件を満たす研究課題については、1次（書面）審査及び2次（面接）審査（チャレンジタイプのみ）の評価点にポイントを加点することとします（審査上の扱いであり、採択を約するものではありません。）。

ポイントの加点方法については、「3 研究課題の選定」を参照してください。

- ① 令和5年4月1日時点で39歳以下の研究者であること。
- ② 令和5年4月1日時点で42歳以下の研究者であって、出産・育児・社会人経験等、研究に従事していない期間を差し引くと、39歳以下となること（別記様式3-1に記載して申請してください）。

(9) みどり法認定者の参画又は輸出事業計画認定者の参画（基礎重要政策タイプ）

ア みどり法認定者の参画

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下、「みどりの食料システム法」という。）に基づき、基盤確立事業実施計画、環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けた者が研究グループに参画している場合は、1次（書面）審査の評価点にポイントを加算することとします（審査上の扱いであり、採択を約するものではありません）。

ただし、イと重複して該当する場合であっても、加算は重複できません。

イ 認定輸出事業者の参画

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号。以下、「輸出促進法」という。）に基づき、我が国で精算された農林水産物又は食品の輸出のための取組を行う者として、単独で又は共同して、農林水産物又は食品の輸出の拡大を図るためこれらの生産、製造、加工又は流通の合理化、高度化その他の改善を図る事業に関する計画（輸出事業計画）を作成し、農林水産大臣から認定を受けた者が研究グループに参画している場合については、1次（書面）審査の評価点にポイントを加算することとします（審査上の扱いであり、採択を約するものではありません）。

ただし、アと重複して該当する場合であっても、加算は重複できません。

(10) 政策推進上、重点を置く課題（重点課題）への優遇

審査に当たって、以下のいずれかの施策、計画等に沿って提案された研究課題については、1次（書面）審査の評価点にポイントを加算することとします（審査上の扱いであり、採択を約するものではありません）。

ポイントの加算方法については、「3 研究課題の選定」を参照してください。

- ① 「農福連携等推進ビジョン」に関係し、障がい者・高齢者を雇用する生産現場等の技術開発を実施する研究課題
- ② 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。六次産業化・地産地消法。）における認定を受けた又は認定を受けることを前提とした「研究開発・成果利用事業計画」に基づき策定された研究課題
- ③ 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。農商工等連携促進法。）において認定を受けた又は認定を受けることを前提とした「農商工連携等事業計画」に基づき策定された研究課題
- ④ 地域再生法（平成17年法律第24号）において認定を受けた又は認定を受けることを前提とした「地域再生計画」において本事業に対する支援措置要望の記載がある研究課題

- ⑤ 「グローバル・フードバリューチェーン戦略」（平成 26 年 6 月 6 日策定）への貢献を目的として、多国間や他国の研究機関との間で、締結又は締結見込みである研究開発に係る MOC (Memorandum of Cooperation: 協力覚書) や Workplan (研究計画) に基づく研究課題
- ⑥ 総合特別区域計画法（平成 23 年法律第 81 号）に基づき、先駆的取組を行う実現可能性の高い地域に国と地域の政策資源を集中し、オーダーメイドで総合的に支援する地域として認定を受けた「総合特別区域計画」に基づく研究課題
- ⑦ 「地域活性化の推進に関する関係閣僚等会合に基づき、地域が直面している「超高齢化・人口減少社会における持続可能な都市・地域の形成」及び「地域産業の成長・雇用の維持創出」の施策テーマの成功事例（モデルケース）として選定された地域活性化プラットフォームのモデルケースから提案された研究課題

なお、「認定を受けることを前提とした」とは、当該計画を担当府省に提出しており、認定待ちであることをいいます。

上記①～⑦のいずれかに該当する研究課題は、必ず応募書類（研究課題提案書）の様式 2 に該当する計画書等の該当箇所を抜粋して記載又は添付してください。

また、⑤に該当する場合は、「グローバル・フードバリューチェーン戦略」のどの項目に貢献するのかも併せて記載してください。

2 応募書類（研究課題提案書）

応募書類（研究課題提案書）は生研支援センターのウェブサイトよりダウンロードしてください。

※ウェブサイト：

<https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/open-innovation/offering/koubo/2023.html>

応募書類は以下から構成されております。

様式 1	研究基本情報	【必須】
様式 2	研究課題内容	【必須】
様式 3	研究業績・応募状況等	【必須】
別記様式 1-1	研究課題概要図	【必須】
別記様式 1-2	研究グループの構成	【必須】
別記様式 1-3	研究課題の構成及び年度目標（令和 5 年度細部研究計画）	【必須】
別記様式 1-4	研究課題の構成及び年度目標と実行	【必須】（チャレンジタイプを除く。）
別記様式 2-1	みどりの食料システム戦略に資する課題	【基礎重要政策タイプの該当研究課題のみ】

別記様式2-2	農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略に資する課題	【基礎重要政策タイプの該当研究課題のみ】
別記様式2-3	農林水産研究イノベーション戦略の推進に資する課題	【基礎重要政策タイプの該当研究課題のみ】
別記様式3-1	若手研究者からの提案	【該当研究課題のみ】
別記様式3-2	「知」の集積と活用の場研究開発プラットフォーム	【該当研究課題のみ】（チャレンジタイプを除く。）
別記様式3-3	研究ネットワークから立ち上げられた研究グループ	【該当研究課題のみ】（チャレンジタイプを除く。）
別記様式3-4	各種施策を促進するための戦略・計画等	【該当研究課題のみ】（チャレンジタイプを除く。）
別記様式3-5	みどり法認定者・輸出事業計画認定者の参画	【基礎重要政策タイプの該当研究課題のみ】
別記様式4-1	参画機関の知的財産への取組状況等	【必須】
別記様式4-2	情報管理実施体制について	【必須】
別記様式4-3	研究活動の不正行為防止のための対応	【必須】
別記様式4-4	研究支援者の情報等	【該当研究課題のみ】
別記様式4-5	オープンAPIの要件化に係る確認事項	【該当研究課題のみ】
別記様式4-6	データマネジメントプラン	【必須】
チェックリスト	提出書類チェックリスト	【必須】

応募書類の作成に当たっては、応募書類に青文字で記載している「記載例及び留意事項」を必ずご一読ください。

3 研究課題の選定

(1) 審査基準

課題の選定に関する審査基準は別紙3のとおりです。

(2) 審査の方法及び手順

1次（書面）審査及び2次（面接）審査を経て採択研究課題を決定します。

① 1次（書面）審査

1次（書面）審査においては、「科学的ポイント」として外部専門家による審査を実施します。

[1次（書面）審査の手順]

- 「科学的ポイント」は、応募研究課題の研究分野の専門家が審査を行うピアレビュー方式で、外部専門家による審査を、審査基準に基づき実施します。書面審査を行う外部専門家は、研究課題の専門分野、利害関係者等を考慮して割り振ります。
- 各委員が審査を行った「審査ポイント」の平均点を当該研究課題の「科学的ポイント」（1次）とします。

[審査における優先的な取扱いの方法（加点ポイント）]

- （基礎重要政策タイプ及び研究シーズ創出タイプ）1（7）のアに記載している「知」の集積と活用場からの提案に該当する研究課題については、研究開発プラットフォームによる「知」の集積と活用場の趣旨に沿った活動状況等を踏まえ、審査基準に基づき、「科学的ポイント」（1次）に加点（最大10ポイント）します。
 - ※ 研究開発プラットフォームに求められる活動については、以下のウェブサイトも参照ください。
 - ・「知」の集積と活用場 産学官連携協議会：研究開発プラットフォームについて
(<https://www.knowledge.maff.go.jp/platform.html>)
- （基礎重要政策タイプ及び研究シーズ創出タイプ）1（7）のイに記載している「研究ネットワーク」からの提案に該当する研究課題については、「科学的ポイント」（1次）に5ポイントを加点します。ただし、「知」の集積と活用場ポイント（1（7）のア）の加点との重複はできません。
- 1（8）に記載している若手研究者からの提案に該当する研究課題については、「科学的ポイント」（1次）に5ポイントを加点します。
- （基礎重要政策タイプのみ）1（9）のア及びイに記載している「みどり法認定者の参画」又は「認定輸出事業者の参画」に該当する研究課題である場合は「科学的ポイント」に2ポイントを加点します。
- （基礎重要政策及び研究シーズ創出タイプ）1（10）に記載している「政策の推進上、重点を置く課題（重点課題）」の①から⑦のいずれかに該当する研究課題については、「科学的ポイント」（1次）に1ポイントを加点します。
- ただし、1（7）～（10）の加点ポイントに複数該当する場合であっても、加点の上限を10ポイントとし、加点は重複できません。

[2次（面接）審査対象課題の選定]

- 科学的ポイント（1次）に加点ポイントを加えた点数の上位の研究課題から、2次（面接）審査の対象研究課題を選考します。

科学的ポイント（1次）＋加点ポイント＝ 1次審査ポイント

応募者の区分	科学的ポイント (1次)	加点ポイント	1次審査ポイント
基礎重要政策タイプ	最大 90 点	最大 10 点	100 点満点
チャレンジタイプ	最大 90 点	最大 10 点	100 点満点
研究シーズ創出タイプ	最大 90 点	最大 10 点	100 点満点

- 2次（面接）審査の対象となった研究課題については、当該研究課題の研究統括者に直接審査日程を連絡するとともに、生研支援センターのウェブサイトにも掲載します。

② 2次（面接）審査

2次（面接）審査においては、「科学的ポイント」を審査するため、外部専門家による評議委員会を開催し、対象研究課題につき、研究統括者等に対するヒアリング審査を実施します。

なお、評議委員会は非公開で行います。

[2次（面接）審査の手順]

- 「科学的ポイント」は、農林水産・食品分野や医療分野や工学分野などの幅広い分野の外部専門家を評議委員として、審査基準に基づき審査を実施します。
- 各委員が審査を行った「審査ポイント」の平均点を当該研究課題の「科学的ポイント」（2次）とします。

[審査における優先的な取扱いの方法（加点ポイント）]

行政的視点から農林水産省の行政担当者が審査基準に基づき評価したポイントを「科学的ポイント」（2次）に加点します。

- （基礎重要政策タイプ及び研究シーズ創出タイプ）政策ニーズや社会実装の有望性の観点から、審査基準に基づき、農林水産省の行政担当者による「行政加点ポイント」の平均点を「科学的ポイント」（2次）に加点（基礎重要政策タイプは最大 20 ポイント、研究シーズ創出タイプは最大 10 ポイント）します。
- （チャレンジタイプ） 1（8）に記載している若手研究者からの提案に該当する研究課題については、「科学的ポイント」（2次）に 10 ポイントを加点します。

③ 採択候補研究課題の選定

科学的ポイント（2次）に加点ポイントを加えた合計点を、その研究課題の「最終審査ポイント」とし、「最終審査ポイント」の上位から順に採択候補研究課題を選定します。

科学的ポイント（2次）＋加点ポイント＝最終審査ポイント

応募者の区分	科学的ポイント (2次)	加点ポイント	最終審査ポイント
基礎重要政策タイプ	最大 80 点	最大 20 点	100 点満点
チャレンジタイプ	最大 90 点	最大 10 点	100 点満点
研究シーズ創出タイプ	最大 90 点	最大 10 点	100 点満点

④ 採択研究課題の決定

農林水産省の運営管理委員会において、各研究ステージの採択研究課題を決定し、生研支援センターに通知します。

採択課題は、全体の予算額及び応募課題の予算額を考慮して決定されます。

なお、採択に当たっては、研究機関の財務状況を勘案する場合があります。また、審査結果を踏まえ、研究計画の見直し、研究費の減額、研究実施期間の短縮等の条件が付される場合があります。

(3) 選定結果等の公表・通知

1次審査及び2次審査における選定結果については、e-Rad 応募時に付与される課題ID等を生研支援センターのウェブサイトに掲載することで速やかに公表する予定です。不採択となった応募課題については、不採択理由等を後日お知らせします。

なお、審査は非公開であること、また、応募者の企業秘密や知的財産に係る情報等を保護する観点等から、審査内容等に関する照会には応じません。

委託予定先として採択された場合、速やかに試験研究計画書やコンソーシアム設立規約等の必要書類を作成し、提出していただきます。提出された資料を基に、契約締結の可否を決定します。

このほか、委託予定先に対し、必要に応じて、採択に当たっての条件や研究実施に当たっての留意事項を付す場合があります。条件や留意事項は、試験研究計画書に反映して提出していただきます。条件が満たされない場合、留意事項の全部又は一部が実行できないと判断したときは、委託先としません。

【開発研究ステージに関する公募要件】

1 開発研究ステージについて

(1) 開発研究ステージの対象分野について

開発研究ステージは、農林水産省の研究資金や他の研究資金による基礎研究等で創出された成果を基にした、農林水産・食品分野における生産現場の課題等を解決するための実用化段階の研究を対象とします。前提条件として、基礎研究等での十分な知見及びそれに基づく技術シーズの蓄積があることが必要です。また、研究成果となる生産技術等（出口）を明確化し、生産現場等への導入・普及が見込まれることが必要です。そのため、解決すべき技術的課題、研究期間終了までに実用化される成果のスペックを明確にするとともに、社会実装に向けた研究計画の策定をお願いします。

なお、開発研究ステージにおいては、確実な社会実装を図るため、研究成果である開発技術について、農業者等の研究成果のユーザーによる評価を行うとともに、それに基づく改善方策を講じる必要があります。実施方法の例は以下のとおりです。

- ・農業者等がコンソーシアムに参画し、栽培技術等の実証試験を実施
- ・農業者、消費者、実需者等が研究推進のための会議に出席し、開発技術について意見や評価を述べ、その内容を次年度以降の研究計画に反映
- ・マーケティングのための消費者及び実需者へのモニター調査を実施し、調査結果に基づき研究内容を改善

また、当該研究成果の普及を担当する機関がコンソーシアムに参画する場合は、原則として普及マニュアルを作成することとし、成果の普及に努めてください。

(2) 研究タイプ

ア 開発重要政策タイプ

みどりの食料システム戦略や、輸出戦略及び農林水産イノベーション戦略（2023 骨子（案）を含む）の推進に資する開発研究

イ 実用化タイプ

基礎段階等の研究成果を商品化又は事業化することなどにより収益化を目的とする企業発の開発研究

ウ 現場課題解決タイプ

地域ブランド品種の育成や、地域条件に応じた新しい栽培体系の構築など、研究成果の公益的利用を目的とする地域発の開発研究

(3) 申請者の要件

ア 開発研究ステージ共通

複数の研究機関等から構成される研究グループとします。

ただし、「知」の集積と活用場からの提案については、同一の研究開発プラットフォームにおける2セクター（※）以上の研究機関等で構成される研究グループ（研究コンソーシアム）とします。

イ 実用化タイプ

研究グループの代表機関を民間企業等（セクターⅣの機関）とする必要があります。

また、代表機関及び共同機関として参画する民間企業等（セクターⅣの機関）については、原則、マッチングファンドが必須となります。ただし、共同研究期間においては、研究成果を活用して利益を得る意向のない（特許権等の権利者とならない）者はマッチングファンドを適用しません。

ウ 現場課題解決タイプ

現場課題解決タイプについては、研究グループの代表機関を公設農業試験場等（セクターⅠの機関）とする必要があります。

※セクターの分類については本要領（共通事項）の3（1）「研究機関等の分類」を参照

（4）その他の要件

開発重要政策タイプにおいては、以下に提示する国の重要政策を推進するための開発研究に該当することが必要となります。

- ① 「みどりの食料システム戦略～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～」

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/attach/pdf/index-7.pdf>

- ② 「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/progress/attach/pdf/index-1.pdf>

- ③ 「農林水産研究イノベーション戦略」（2023 骨子（案）を含む）

<https://www.affrc.maff.go.jp/docs/innovate/index.html>

※農林水産研究イノベーション戦略 2022 以前の戦略も対象とします。

（5）研究費の上限、研究実施期間

応募者の区分	研究費の上限 （※1）	研究実施期間
開発重要政策タイプ※2	3,000 万円／年	5 年以内
実用化タイプ※2	3,000 万円／年	5 年以内
現場課題解決タイプ※2	3,000 万円／年	5 年以内

- ※1 研究費の上限は、間接経費を含めた上限額となります。また、研究費の上限にマッチングファンド方式の自己資金額は含まれません。
- ※2 「知」の集積と活用場からの提案については、採択審査時に加点措置を実施します。本要領（共通事項）の3（7）を参照。

研究費は可能な限り精査した額を計上してください。過大な積算を行っている研究課題については、審査上マイナスとなることがあります。

採択研究課題決定の際は、審査結果を踏まえ、研究計画の見直し、研究費の減額、研究実施期間の短縮等の条件が付される場合があります。

（6）研究実施期間

契約締結時から令和10年3月末までとします。

なお、当初の計画目標に照らして著しく進捗の悪い試験研究計画、十分な成果達成が見込めない試験研究計画、試験研究計画全体の成果達成への寄与が不明確な研究項目等については、委託試験研究の実施期間の途中であっても試験研究計画全体又は試験研究計画の一部を中断していただく場合があります。

（7）マッチングファンド方式（実用化タイプ）

① マッチングファンド方式の適用

実用化タイプにおいては、民間企業等が自ら支出する自己資金額の2倍以内の委託費を生研支援センターが支出する「マッチングファンド方式を必須とします。

生研支援センターが支出する委託費の上限は、民間企業等の資本金等により以下のとおりです。

- (i) 資本金10億円以下、または設立から10年以内の民間企業等は、自己資金の2倍
- (ii) 資本金10億円を超え、かつ設立から10年を超える民間企業等は、自己資金の1倍

研究資金を自ら支出する（マッチングファンド方式の適用対象となる）民間企業等とは、研究成果を用いて（特許権として権利化、ノウハウとして秘匿化等）、新たな商品や便益の開発を行うことにより、将来的に利益を享受することとなる民間企業等のことを指します。

実用化タイプにおいては、研究成果を商品化・事業化する企業発の研究が対象となるため、代表機関がマッチングファンド方式を適用する民間企業等でない場合、応募要件を満たしません。また、共同機関として参画する民間企業等についても、研究成果を用いて新たな商品や便益の開発を行う場合は、マッチングファンド方式を適用する必要があります。マッチングファンド方式を適用する民間企業等については、委託費の計上が必須となりますので、ご注意ください。

なお、研究成果を活用して利益を得る意向のない（特許権等の権利者とならず、新たな商品や便益の開発も行わない）民間企業等（※）は、マッチングファンド

方式を適用しませんが、この場合は、提案書において、当該民間企業等が研究成果の活用による新たな商品や便益の開発に伴う将来的な利益の創出を行わないことが分かるよう、明記してください。

(※) マッチングファンド方式の適用対象にならない民間企業等の例

- ・ 研究グループの他の参画機関が開発した研究成果の実証のみ行う民間企業等
 - 例1 食品加工機器開発の研究において、当該機器のユーザーとなる食品加工メーカー
 - 例2 ICTによる農産物栽培・生産支援システム開発の研究において、当該システムを使用する農業生産法人
- ・ 研究成果を活用して利益を得る意向の無い民間企業等
 - 例 社会貢献の一環として研究に参画する民間企業等

② マッチングファンド方式の留意事項

- (i) 代表機関は、民間企業等の自己資金に不足が生じないよう責任をもって調整を行うこととし、マッチングファンド方式を適用する民間企業等はこれに協力することに同意する必要があります。
- (ii) マッチングファンド条件（生研支援センターの委託費と自己資金の比率）は、毎年度末の精算時点で算定します。
- (iii) (ii)において、自己資金の支出実績額が不足し、①に規定するマッチングファンド条件を満たさない場合は、本事業の経費の範囲に基づき、当該条件が成立するように、委託費を財源に支出された経費を自己資金に振り替えていただきます。振り替えたことにより過払いとなった委託費は、生研支援センターが指定する期日までに返還していただきます。
- (iv) (ii)において、自己資金の支出実績額が①に規定するマッチングファンド条件における自己資金の額を超過している場合は、生研支援センターが認めた場合に限り、当該超過額を翌年度の自己資金額に含めることができます。
- (v) マッチングファンド方式の適用としなかった民間企業等について、研究実施中又は研究終了後5年間に、本事業の研究成果を活用して新たな商品や便益の開発を行った場合は、研究当初に遡って①に規定するマッチングファンド条件を満たすよう、過払いとなった委託費を返還していただきます。
- (vi) 自己資金は、公的な財源ではありませんが、国の事業として行われる本事業において、公的資金の支払い条件の根拠となりますので、公的資金の委託費に準じた取扱いと管理をお願いします。

(8) 「知」の集積と活用場等による取組への優遇

ア 「知」の集積と活用場からの提案

「知」の集積と活用場によるオープンイノベーションを推進する観点から、「知」の集積と活用場からの提案については、1次（書面）審査の評価点にポイント加点することとします（審査上の扱いであり、採択を約するものではありません）。

せん)。

ポイントの加点方法については、「3 研究課題の選定」を参照してください。
ただし、イの研究ネットワークからの提案と重複したポイントを加点はしません。

イ 「研究ネットワーク」からの提案

情報や研究に係る資源を集積することで、相乗的かつ迅速な技術開発とその成果の社会実装を促進する戦略的な技術開発体制の構築を図るため、農林水産技術会議事務局では、「研究ネットワーク形成事業」等により、拠点となる機関を中心に、ある共通の研究テーマについて、恒常的に情報共有、人材交流、共同研究等を行う、企業、大学、研究機関、農林漁業経営体等から成る研究ネットワークの形成を推進しています。

平成 28 年度補正予算「革新的技術開発・緊急展開事業」のうち「研究ネットワーク形成事業」で採択された研究ネットワークから立ち上げられた研究グループが応募する場合は、当該研究ネットワークについて、様式に必要事項を記入してください。

なお、研究ネットワークから立ち上げられた研究グループが、研究ネットワークの中核となる拠点機関の了解を得て応募した提案については、1 次（書面）審査の評価点にポイントを加点することとします（ただし、研究グループの参画機関（協力機関は含まない）は全て研究ネットワークに参画している必要があります。なお、審査上の扱いであり、採択を約するものではありません）。

ポイントの加点方法については、「3 研究課題の選定」を参照してください。
ただし、アの「知」の集積と活用の場合からの提案と重複した場合はポイントを加点できません。

(9) 若手研究者からの提案

統合イノベーション戦略（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）に基づき、若手研究者の育成や支援を重視する観点から、全ての研究者（研究統括者及び研究分担者）が以下のいずれかの条件を満たす研究課題については、1 次（書面）審査の評価点にポイントを加点することとします（審査上の扱いであり、採択を約するものではありません。）。

ポイントの加点方法については、「3 研究課題の選定」を参照してください。

- ① 令和 5 年 4 月 1 日時点で 39 歳以下であること。
- ② 令和 5 年 4 月 1 日時点で 42 歳以下の研究者であって、出産・育児・社会人経験等、研究に従事していない期間を差し引くと、39 歳以下となること（別記様式 3-1 に記載して申請してください）。

(10) みどり法認定者の参画又は輸出事業計画認定者の参画（開発重要政策タイプ）

ア みどり法認定者の参画

「みどりの食料システム法」に基づき、基盤確立事業実施計画、環境負荷低

減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けた者が研究グループに参画している場合は、1次（書面）審査の評価点にポイントを加点することとします（審査上の扱いであり、採択を約するものではありません）。

ただし、イと重複して該当する場合であっても、加点は重複できません。

イ 認定輸出事業者の参画

「輸出促進法」に基づき、我が国で精算された農林水産物又は食品の輸出のための取組を行う者として、単独で又は共同して、農林水産物又は食品の輸出の拡大を図るためこれらの生産、製造、加工又は流通の合理化、高度化その他の改善を図る事業に関する計画（輸出事業計画）を作成し、農林水産大臣から認定を受けた者が研究グループに参画している場合については、1次（書面）審査の評価点にポイントを加点することとします（審査上の扱いであり、採択を約するものではありません。）。

ただし、アと重複して該当する場合であっても、加点は重複できません。

(11) 政策推進上、重点を置く課題（重点課題）への優遇

審査に当たって、以下のいずれかの施策、計画等に沿って提案された研究課題については、1次（書面）審査の評価点にポイントを加点することとします（審査上の扱いであり、採択を約するものではありません。）。

ポイントの加点方法については、「3 研究課題の選定」を参照してください。

- ① 「農福連携等推進ビジョン」に関係し、障がい者・高齢者を雇用する生産現場等の技術開発を実施する研究課題
- ② 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。六次産業化・地産地消法。）における認定を受けた又は認定を受けることを前提とした「研究開発・成果利用事業計画」に基づき策定された研究課題
- ③ 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。農商工等連携促進法。）において認定を受けた又は認定を受けることを前提とした「農商工連携等事業計画」に基づき策定された研究課題
- ④ 地域再生法（平成17年法律第24号）において認定を受けた又は認定を受けることを前提とした「地域再生計画」において本事業に対する支援措置要望の記載がある研究課題
- ⑤ 「グローバル・フードバリューチェーン戦略」（平成26年6月6日策定）への貢献を目的として、多国間や他国の研究機関との間で、締結又は締結見込みである研究開発に係るMOC（Memorandum of Cooperation：協力覚書）やWorkplan（研究計画）に基づく研究課題
- ⑥ 総合特別区域計画法（平成23年法律第81号）に基づき、先駆的取組を行う実現可能性の高い地域に国と地域の政策資源を集中し、オーダーメイドで総合的に支援する地域として認定を受けた「総合特別区域計画」に基づく研究課題

- ⑦ 「地域活性化の推進に関する関係閣僚等会合に基づき、地域が直面している「超高齢化・人口減少社会における持続可能な都市・地域の形成」及び「地域産業の成長・雇用の維持創出」の施策テーマの成功事例（モデルケース）として選定された地域活性化プラットフォームのモデルケースから提案された研究課題

なお、「認定を受けることを前提とした」とは、当該計画を担当府省に提出しており、認定待ちであることをいいます。

上記①～⑦のいずれかに該当する研究課題は、必ず応募書類（研究課題提案書）の様式2に、該当する計画書等の該当箇所を抜粋して記載又は添付してください。

また、⑤に該当する場合は、「グローバル・フードバリューチェーン戦略」のどの項目に貢献するのかも併せて記載してください。

2 応募書類（研究課題提案書）

応募書類（研究課題提案書）は生研支援センターのウェブサイトよりダウンロードしてください。

※ウェブサイト：

<https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/open-innovation/offering/koubo/2023.html>

応募書類は以下から構成されております。

様式1	研究基本情報	【必須】
様式2	研究課題内容	【必須】
様式3	研究業績・応募状況等	【必須】
別記様式1-1	研究課題概要図	【必須】
別記様式1-2	研究グループの構成	【必須】
別記様式1-3	研究課題の構成及び年度目標（令和5年度細部研究計画）	【必須】
別記様式1-4	研究課題の構成及び年度目標と実行	【必須】
別記様式2-1	みどりの食料システム戦略に資する課題	【開発重要政策タイプの該当研究課題のみ】
別記様式2-2	農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略に資する課題	【開発重要政策タイプの該当研究課題のみ】
別記様式2-3	農林水産研究イノベーション戦略の推進に資する課題	【開発重要政策タイプの該当研究課題のみ】
別記様式3-1	若手研究者からの提案	【該当研究課題のみ】
別記様式3-2	「知」の集積と活用場の場研究開発プラットフォーム	【該当研究課題のみ】
別記様式3-3	研究ネットワークから立ち上げられた	【該当研究課題のみ】

	研究グループ	
別記様式3-4	各種施策を促進するための戦略・計画等	【該当研究課題のみ】
別記様式3-5	みどり法認定者・輸出事業計画認定者の参画	【開発重要政策タイプの該当研究課題のみ】
別記様式4-1	参画機関の知的財産への取組状況等	【必須】
別記様式4-2	情報管理実施体制について	【必須】
別記様式4-3	研究活動の不正行為防止のための対応	【必須】
別記様式4-4	研究支援者の情報等	【該当研究課題のみ】
別記様式4-5	オープンAPIの要件化に係る確認事項	【該当研究課題のみ】
別記様式4-6	データマネジメントプラン	【必須】
チェックリスト	提出書類チェックリスト	【必須】

応募書類の作成に当たっては、応募書類に青文字で記載している「記載例及び留意事項」を必ず御一読ください。

3 研究課題の選定

(1) 審査基準

課題の選定に関する審査基準は別紙3のとおりです。

(2) 審査の方法及び手順

1次（書面）審査及び2次（面接）審査を経て採択研究課題を決定します。

① 1次（書面）審査

1次（書面）審査においては、「科学的ポイント」として外部専門家による審査を実施します。

[1次（書面）審査の手順]

- 「科学的ポイント」は、応募研究課題の研究分野の専門家が審査を行うピアレビュー方式で、外部専門家による審査を、審査基準に基づき実施します。書面審査を行う外部専門家は、研究課題の専門分野、利害関係者等を考慮して割り振ります。
- 各委員が審査を行った「審査ポイント」の平均点を当該研究課題の「科学的ポイント」（1次）とします。

[審査における優先的な取扱いの方法（加点ポイント）]

- 1（8）のアに記載している「知」の集積と活用場からの提案に該当する研究課題については、研究開発プラットフォームによる「知」の集積と活用の

場の趣旨に沿った活動状況等を踏まえ、審査基準に基づき、「科学的ポイント」（1次）に加点（最大10ポイント）します。

※ 研究開発プラットフォームに求められる活動については、以下のウェブサイトも参照ください。

- ・「知」の集積と活用の場合 産学官連携協議会：研究開発プラットフォームについて

(<https://www.knowledge.maff.go.jp/platform.html>)

- 1（8）のイに記載している「研究ネットワーク」からの提案に該当する研究課題については、「科学的ポイント」（1次）に5ポイントを加点します。ただし、「知」の集積と活用の場合（1（6）のア）の加点との重複はできません。
- 1（9）に記載している若手研究者からの提案に該当する研究課題については、「科学的ポイント」（1次）に5ポイントを加点します。
- （開発重要政策タイプのみ）1（10）のア及びイに記載している「みどり法認定者の参画」又は「認定輸出事業者の参画」に該当する研究課題である場合は「科学的ポイント」（1次）に2ポイントを加点します。
- 1（11）に記載している「政策の推進上、重点を置く課題（重点課題）」の①から⑦のいずれかに該当する研究課題については、「科学的ポイント」（1次）に1ポイントを加点します。
- ただし、1の（8）～（11）加点ポイントに複数該当する場合であっても、上限を10ポイントとし、加点は重複できません。

[2次（面接）審査対象課題の選定]

- 科学的ポイント（1次）に加点ポイントを加えた点数の上位の研究課題から、2次（面接）審査の対象研究課題を選考します。

科学的ポイント（1次）＋加点ポイント＝1次審査ポイント

応募者の区分	科学的ポイント （1次）	加点ポイント	1次審査ポイント
開発重要政策タイプ	最大90点	最大10点	100点満点
実用化タイプ	最大90点	最大10点	100点満点
現場課題解決タイプ	最大90点	最大10点	100点満点

- 2次（面接）審査の対象となった研究課題については、当該研究課題の研究統括者に直接審査日程を連絡するとともに、生研支援センターのウェブサイトにも掲載します。

② 2次（面接）審査

2次（面接）審査においては、「科学的ポイント」を審査するため、外部専門

家による評議委員会を開催し、対象研究課題につき、研究統括者等に対するヒアリング審査を実施します。

なお、評議委員会は非公開で行います。

[2次（面接）審査の手順]

- 「科学的ポイント」は、農林水産・食品分野や医療分野や工学分野などの幅広い分野の外部専門家を評議委員として、審査基準に基づき審査を実施します。
- 各委員が審査を行った「審査ポイント」の平均点を当該研究課題の「科学的ポイント」（2次）とします。

[審査における優先的な取扱いの方法（加点ポイント）]

○政策ニーズや社会実装の有望性の観点から、審査基準に基づき、農林水産省の行政担当者による「行政加点ポイント」の平均点を「科学的ポイント」（2次）に加点（開発重要政策タイプは最大40ポイント、実用化タイプ及び現場課題解決タイプは最大20ポイント）します。

③ 採択候補研究課題の選定

科学的ポイント（2次）に加点ポイントを加えた合計点を、その研究課題の「最終審査ポイント」とし、「最終審査ポイント」の上位から順に採択候補研究課題を選定します。

科学的ポイント+加点ポイント= 最終審査ポイント

応募者の区分	科学的ポイント（2次）	加点ポイント	最終審査ポイント
開発重要政策タイプ	最大60点	最大40点	100点満点
実用化タイプ	最大80点	最大20点	100点満点
現場課題解決タイプ	最大80点	最大20点	100点満点

④ 採択研究課題の決定

農林水産省の運営管理委員会において、各研究ステージの採択研究課題を決定し、生研支援センターに通知します。

採択課題は、全体の予算額及び応募課題の予算額を考慮して決定されます。

なお、採択に当たっては、研究機関の財務状況を勘案する場合があります。また、審査結果を踏まえ、研究計画の見直し、研究費の減額、研究実施期間の短縮等の条件が付される場合があります。

(3) 選定結果等の公表・通知

1次審査及び2次審査における選定結果については、e-Rad 応募時に付与される

課題 I D 等を生研支援センターのウェブサイトに掲載することで速やかに公表する予定です。不採択となった応募課題については、不採択理由等を後日お知らせします。

なお、審査は非公開であること、また、応募者の企業秘密や知的財産に係る情報等を保護する観点等から、審査内容等に関する照会には応じません。

委託予定先として採択された場合、速やかに試験研究計画書やコンソーシアム設立規約等の必要書類を作成し、提出していただきます。提出された資料を基に、契約締結の可否を決定します。

このほか、委託予定先に対し、必要に応じて、採択に当たっての条件や研究実施に当たっての留意事項を付す場合があります。条件や留意事項は、試験研究計画書に反映して提出していただきます。条件が満たされない場合、留意事項の全部又は一部が実行できないと判断したときは、委託先としません。